

# 生活保護制度の現状等について

令和4年6月13日

厚生労働省 社会・援護局 保護課 保護事業室

ひと、暮らし、みらいのために



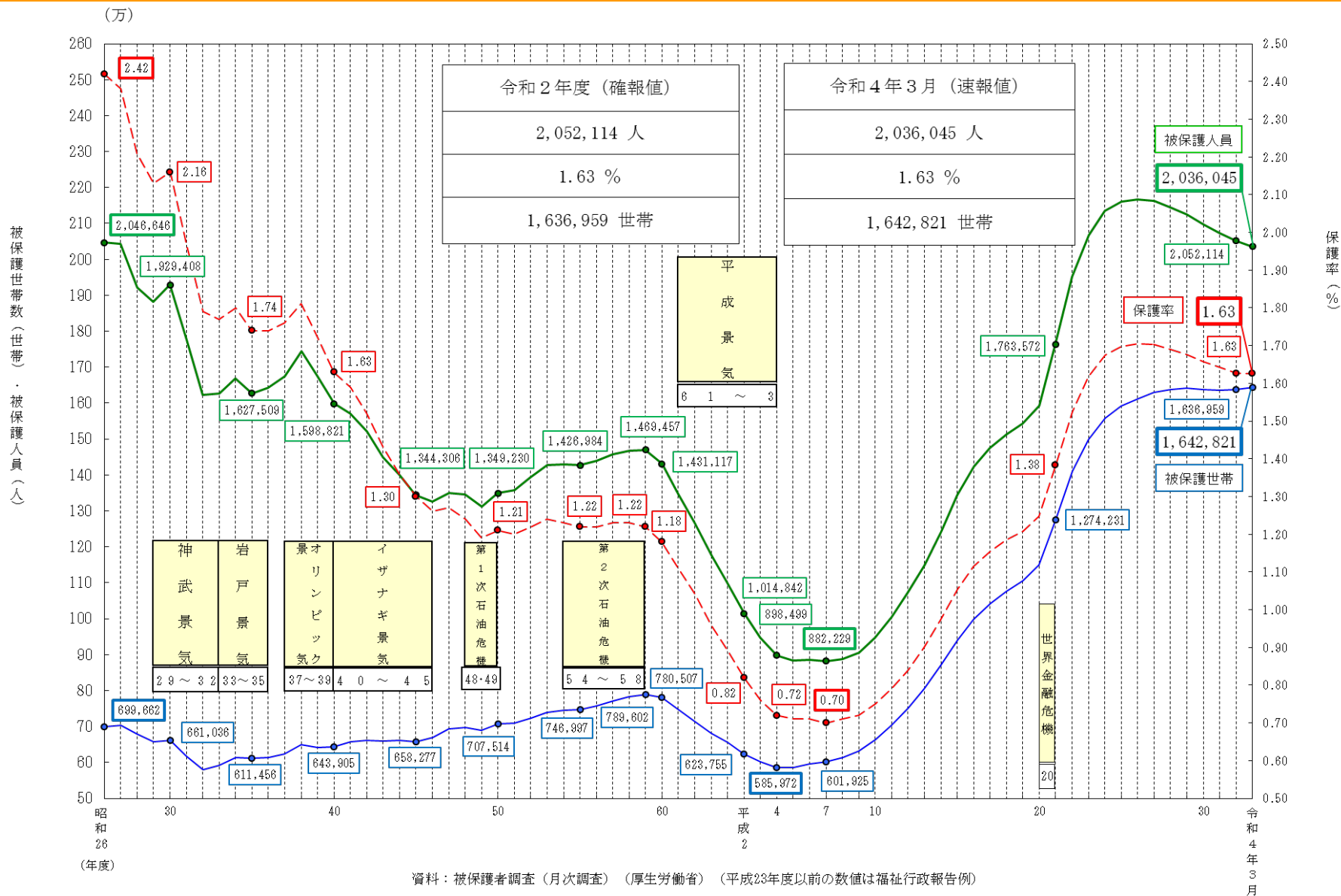
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 生活保護受給者の動向

# 被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

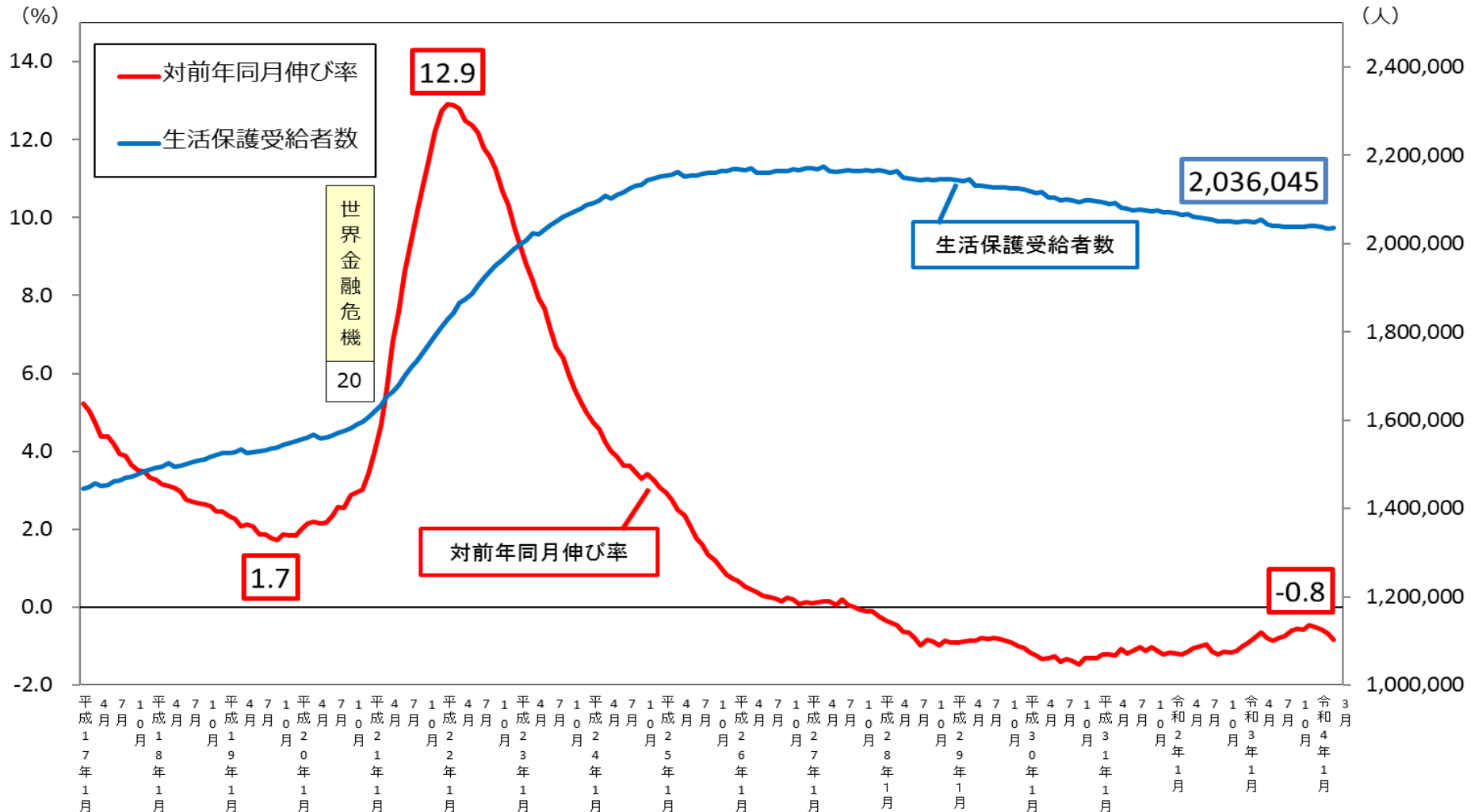
○生活保護受給者数は約204万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。

○生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯が増加している一方、母子世帯は減少傾向が続いている。



# 生活保護受給者数の推移

- 生活保護受給者数は令和4年3月現在で203万6,045人となっている。  
世界金融危機以降急増したが、季節要因による増減はあるものの、近年、減少傾向で推移している。
- 令和4年3月の対前年同月伸び率は▲0.8%となり、平成22年1月の12.9%をピークに低下傾向が継続しており、過去10年間でも低い水準となっている。

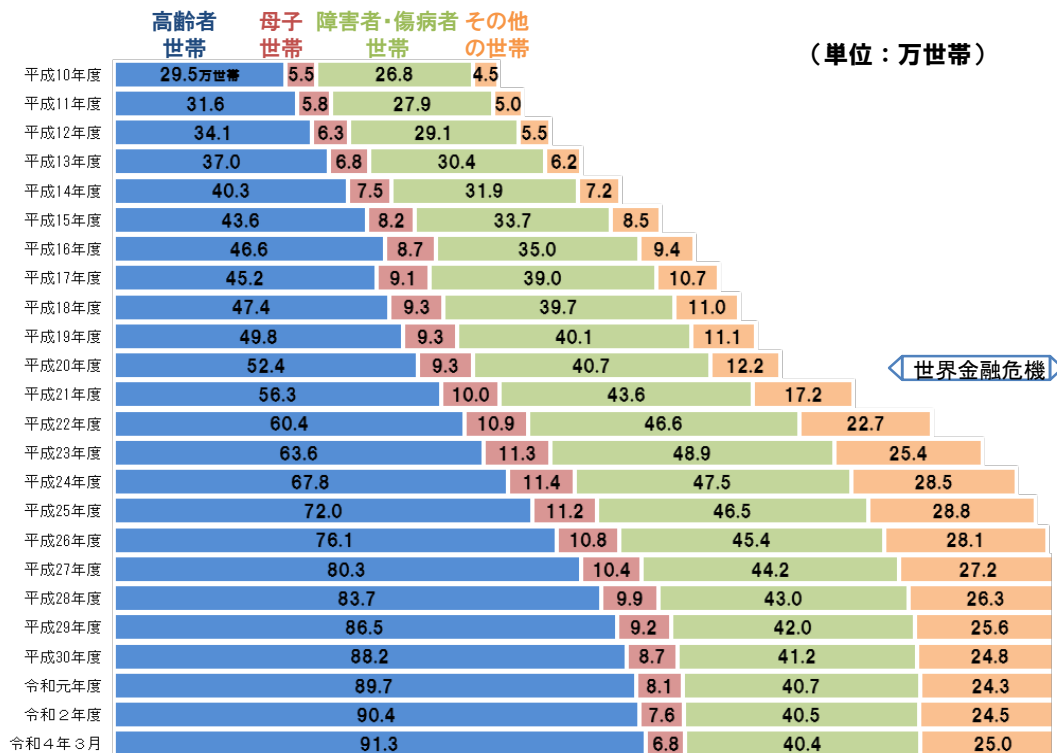


資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成24年3月以前は福祉行政報告例）※令和3年4月以降は速報値

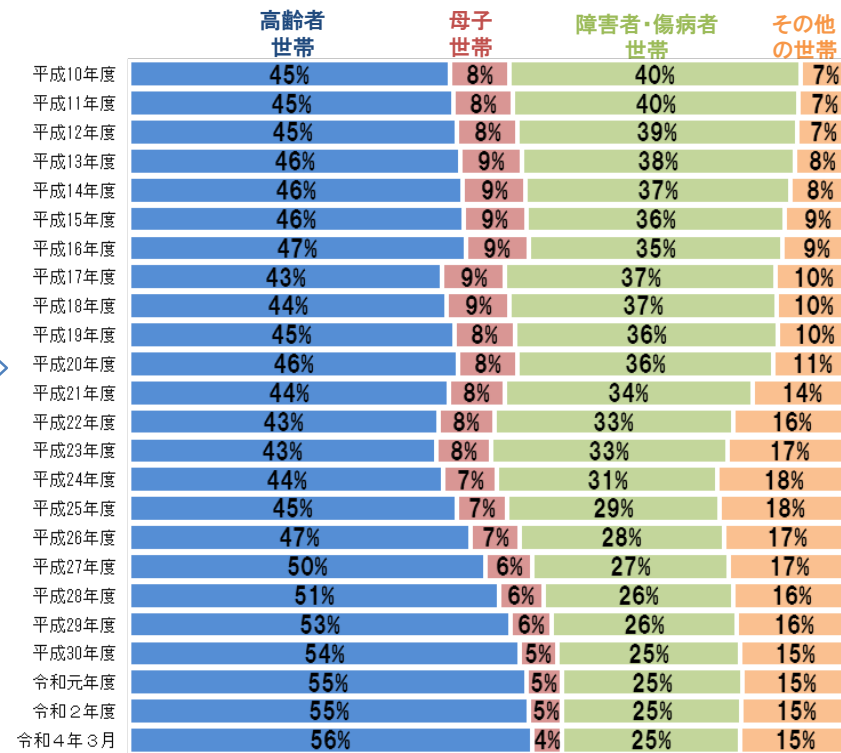
# 世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

世界金融危機後、「その他の世帯」の割合が大きく上昇した。  
「母子世帯」は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

## ■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



## ■ 世帯類型別の構成割合の推移



※ 高齢者世帯の92.3%が単身世帯（令和4年3月）。

注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

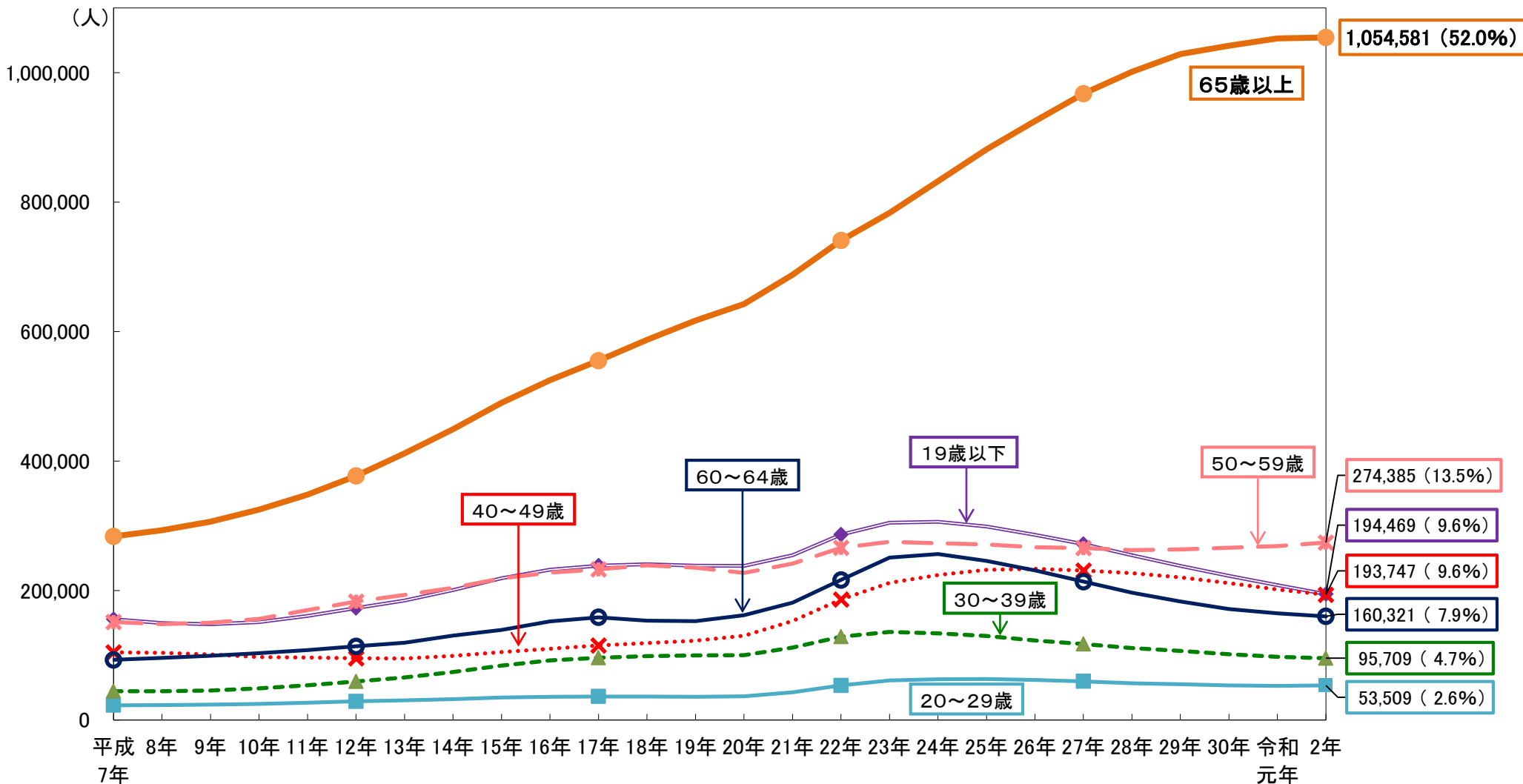
資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成23年度以前は福祉行政報告例）（令和4年3月分は速報値）

### 世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

# 年齢階級別被保護人員の年次推移

- 年齢階級別の被保護人員の推移をみると、65歳以上の者の増加が続いている。
- 被保護人員のうち、半数は65歳以上の者となっている。

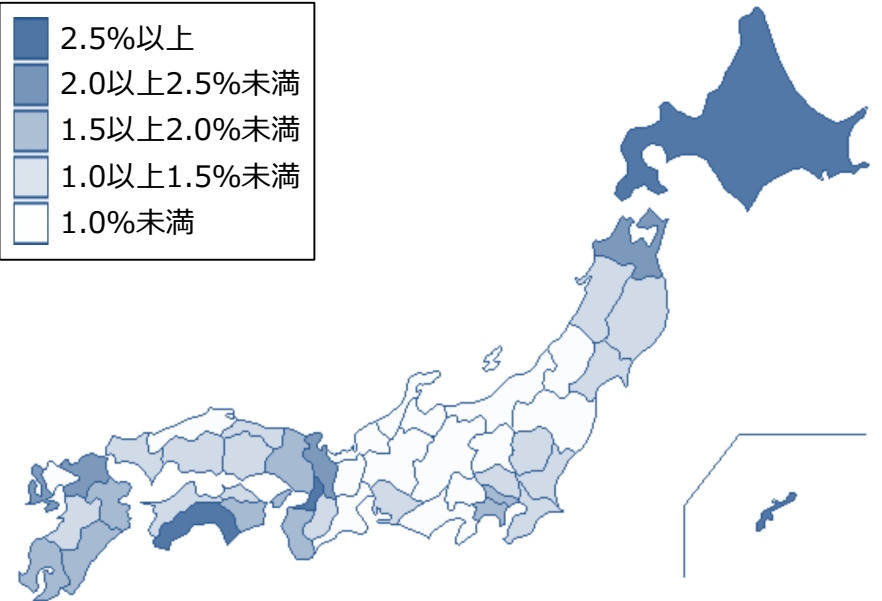
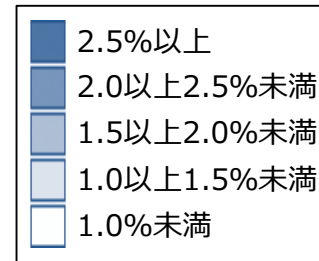


資料：被保護者調査 年次調査（厚生労働省）（平成23年以前は被保護者全国一斉調査）〔令和2年は速報値〕 ※各年7月調査日時点

# 都道府県別保護率(令和4年3月時点)

1 大阪府	3.05% (3.35%)	26 鳥取県	1.19% (1.18%)
2 北海道	2.93% (3.03%)	27 香川県	1.08% (1.16%)
3 沖縄県	2.67% (2.20%)	28 岩手県	1.04% (1.13%)
4 高知県	2.52% (2.74%)	29 栃木県	1.04% (1.00%)
5 福岡県	2.34% (2.53%)	30 山口県	1.02% (1.19%)
6 青森県	2.27% (2.18%)	31 愛知県	1.01% (1.02%)
7 京都府	2.11% (2.30%)	32 茨城県	1.00% (0.83%)
8 長崎県	2.02% (2.10%)	33 新潟県	0.94% (0.81%)
9 東京都	1.99% (2.09%)	34 福島県	0.94% (0.93%)
10 鹿児島県	1.84% (1.88%)	35 佐賀県	0.92% (0.91%)
11 兵庫県	1.82% (1.85%)	36 三重県	0.89% (0.96%)
12 徳島県	1.76% (1.89%)	37 静岡県	0.89% (0.74%)
13 大分県	1.68% (1.70%)	38 山梨県	0.87% (0.65%)
14 神奈川県	1.66% (1.63%)	39 島根県	0.81% (0.82%)
15 宮崎県	1.60% (1.50%)	40 滋賀県	0.77% (0.76%)
16 和歌山県	1.57% (1.46%)	41 群馬県	0.77% (0.66%)
17 愛媛県	1.49% (1.48%)	42 山形県	0.74% (0.60%)
18 広島県	1.43% (1.66%)	43 石川県	0.62% (0.59%)
19 千葉県	1.42% (1.17%)	44 岐阜県	0.58% (0.55%)
20 秋田県	1.39% (1.45%)	45 福井県	0.55% (0.44%)
21 熊本県	1.38% (1.30%)	46 長野県	0.54% (0.52%)
22 奈良県	1.38% (1.43%)	47 富山県	0.40% (0.32%)
23 埼玉県	1.32% (1.20%)		
24 宮城県	1.30% (1.18%)		
25 岡山県	1.25% (1.31%)		

※ 括弧内は10年前(平成23年度)の保護率



全国保護率: 1.63% (1.62%)

(参考)

※ 指定都市・中核市分は各都道府県に含まれている

指定都市 上位5市

1 大阪市	4.81% (5.68%)
2 札幌市	3.62% (3.59%)
3 堺市	2.97% (2.95%)
4 神戸市	2.83% (3.09%)
5 京都市	2.81% (3.13%)

中核市 上位5市

1 函館市	4.50% (4.54%)
2 那覇市	4.19% -
3 尼崎市	3.74% (3.72%)
4 旭川市	3.62% (3.86%)
5 東大阪市	3.43% (4.11%)

指定都市 下位5市

16 仙台市	1.70% (1.60%)
17 新潟市	1.49% (1.33%)
18 さいたま市	1.46% (1.47%)
19 静岡市	1.37% (1.10%)
20 浜松市	0.90% (0.92%)

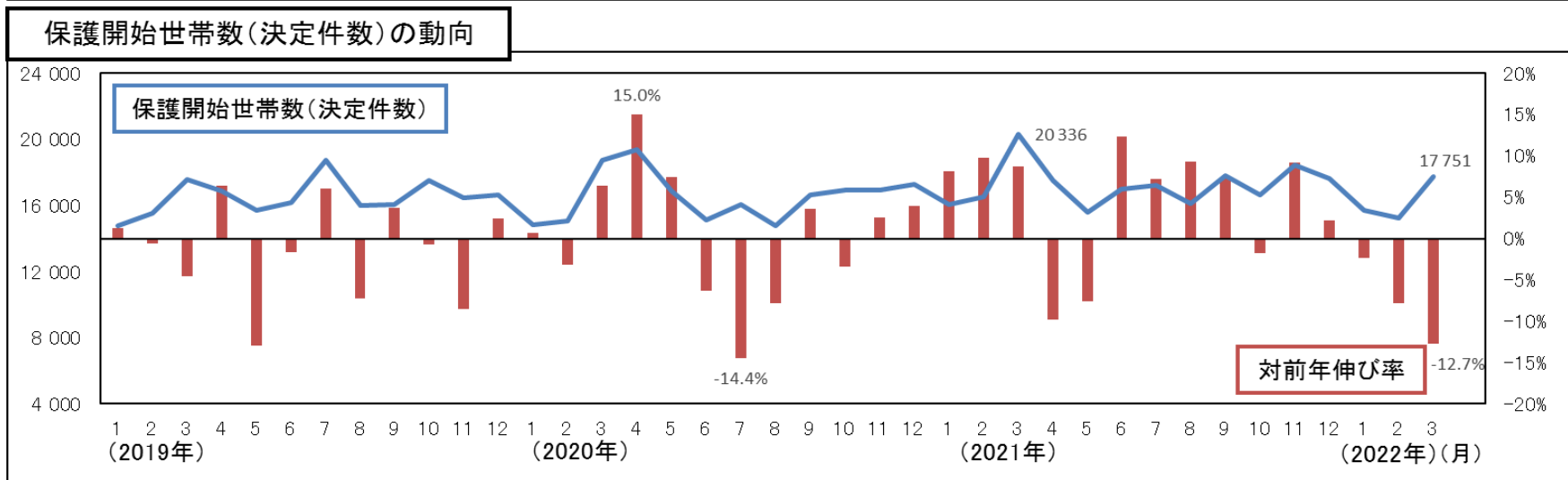
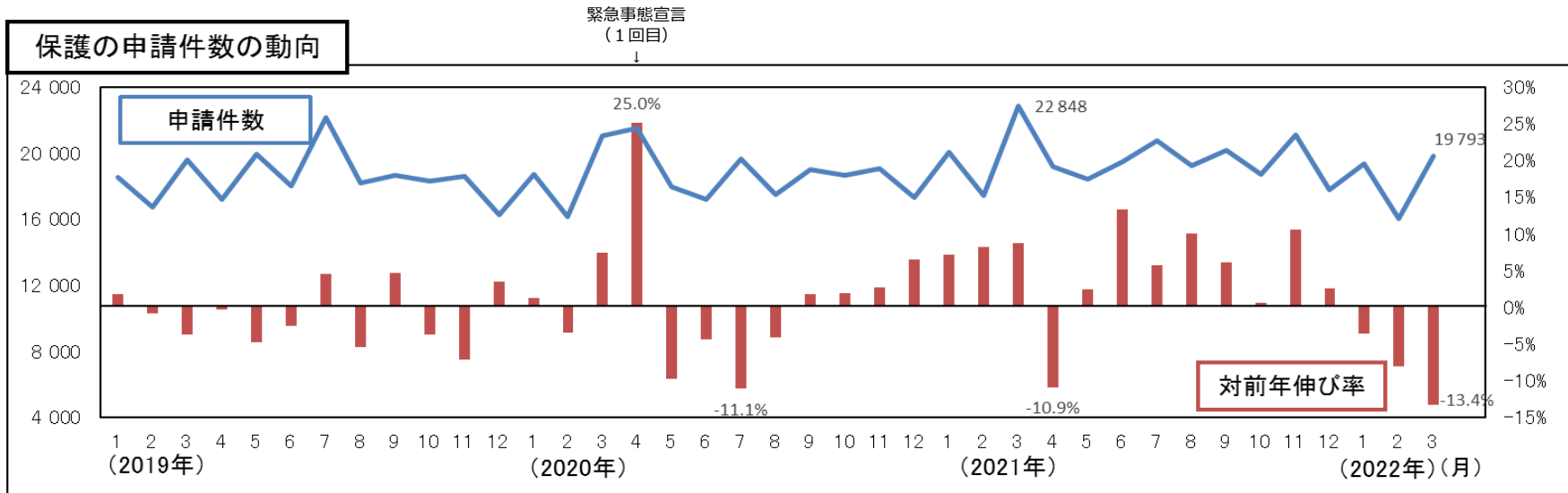
中核市 下位5市

58 松本市	0.77% -
59 豊橋市	0.61% (0.67%)
60 富山市	0.61% (0.41%)
61 岡崎市	0.58% (0.57%)
62 豊田市	0.56% (0.60%)

資料: 被保護者調査 月次調査(厚生労働省)(平成23年度は福祉行政報告例)をもとに作成  
※ 令和4年3月分は速報値

# 新型コロナ感染拡大の前後における保護の申請・決定の動向

- 生活保護の申請件数について、令和2年度の前年同月比をみると、4月に25%と大きく増加した後、雇用調整助成金、生活福祉資金貸付制度の特例貸付や住居確保給付金など、新型コロナウイルス感染症に係る各支援措置の効果もあり、5月～8月は減少したが、9月以降は7ヶ月連続で増加した。令和3年度は前年の急増を受け、4月に減少した後、5月以降は8ヶ月連続で増加していたが、1～3月は減少した。



## ■生活保護受給者数

	令和3年										令和4年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生活保護受給者数(万人)	205.3	204.3	204.0	203.9	203.8	203.8	203.8	203.8	203.9	204.0	203.8	203.4	203.6
対前年同月比(%)	▲0.6	▲0.8	▲0.9	▲0.8	▲0.7	▲0.6	▲0.5	▲0.6	▲0.5	▲0.5	▲0.6	▲0.7	▲0.8
対前月比(%)	0.3	▲0.5	▲0.2	▲0.05	▲0.03	▲0.03	0.02	▲0.01	0.1	0.04	▲0.1	▲0.2	0.1

## ■生活保護受給世帯数

	令和3年										令和4年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生活保護受給世帯数(万世帯)	164.2	163.9	163.9	163.9	164.0	164.1	164.2	164.2	164.4	164.5	164.4	164.2	164.3
対前年同月比(%)	0.4	0.3	0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.5	0.4	0.3	0.3	0.1
対前月比(%)	0.3	▲0.2	▲0.01	0.1	0.04	0.03	0.1	0.02	0.1	0.1	▲0.1	▲0.1	0.1

## ■保護の申請件数

	令和3年										令和4年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保護の申請件数	22,848	19,165	18,400	19,478	20,757	19,202	20,156	18,726	21,093	17,751	19,334	16,023	19,793
対前年同月比(%)	8.6	▲10.9	2.4	13.3	5.6	10.0	6.1	0.6	10.6	2.6	▲3.6	▲8.1	▲13.4
対前々年同月比(%)	16.7	11.4	▲7.6	8.3	▲6.1	5.5	7.9	2.4	13.6	9.2	3.3	▲0.6	▲5.9
対前月比(%)	31.1	▲16.1	▲4.0	5.9	6.6	▲7.5	5.0	▲7.1	12.6	▲15.8	8.9	▲17.1	23.5

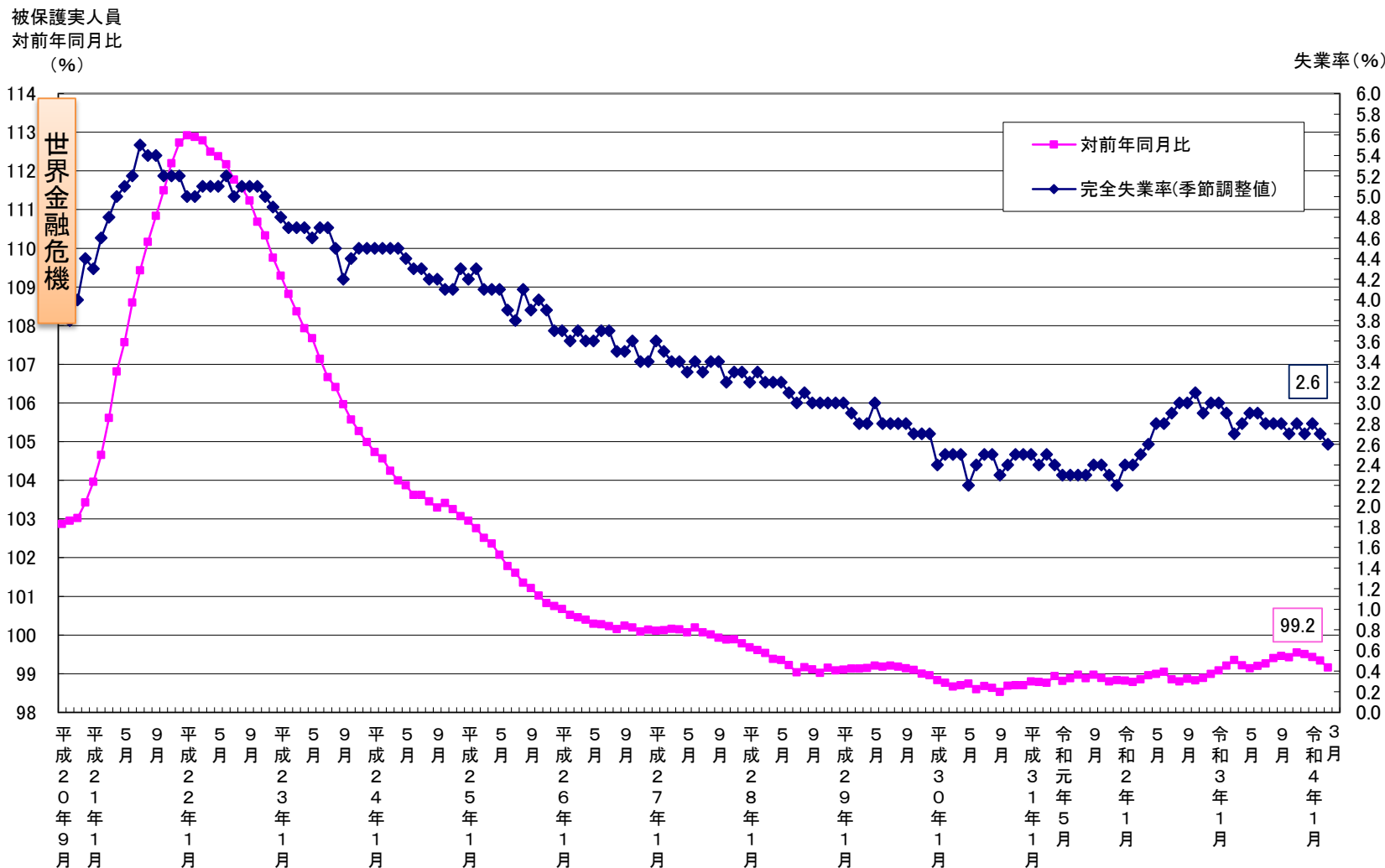
## ■保護開始世帯数(決定件数)

	令和3年										令和4年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保護開始世帯数	20,336	17,487	15,607	17,012	17,201	16,139	17,829	16,637	18,447	17,648	15,688	15,232	17,751
対前年同月比(%)	8.7	▲9.8	▲7.7	12.4	7.2	9.3	7.3	▲1.7	9.1	2.2	▲2.4	▲7.8	▲12.7
対前々年同月比(%)	15.6	3.7	▲0.7	5.3	▲8.2	0.8	11.2	▲5.1	11.9	6.2	5.6	1.3	▲5.1
対前月比(%)	23.1	▲14.0	▲10.8	9.0	1.1	▲6.2	10.5	▲6.7	10.9	▲4.3	▲11.1	▲2.9	16.5

※令和3年4月以降は速報値、資料:「被保護者調査(月次調査)」(厚生労働省)

# 被保護実人員の対前年同月比と失業率の推移

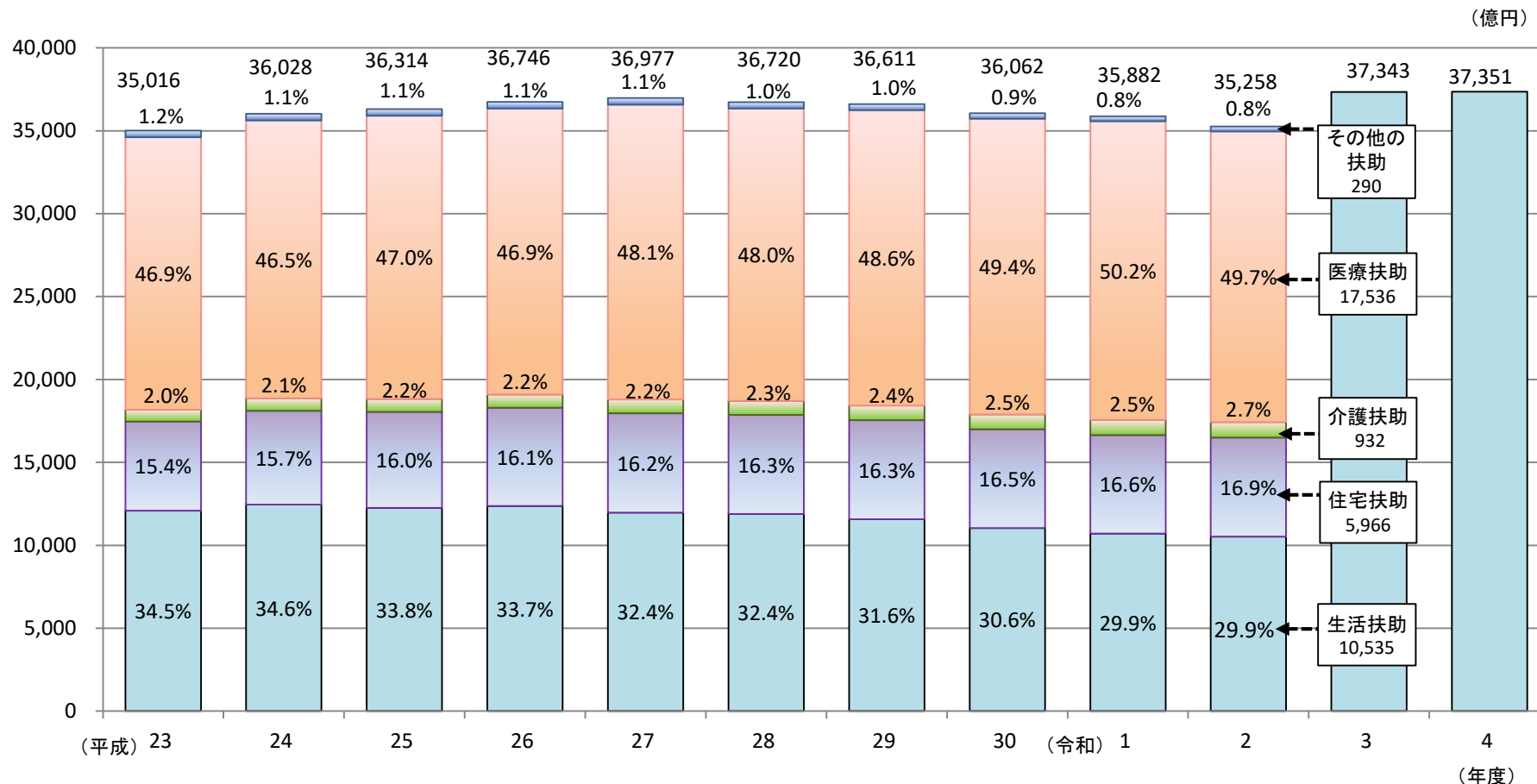
○ 世界金融危機時と比べ、失業率の上昇は小幅に抑えられており、被保護人員の増加も抑制されている。



資料:被保護者調査 月次調査(厚生労働省)(平成24年3月以前は福祉行政報告例)[令和3年4月以降は速報値]、労働力調査(総務省)

# 生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は約3.7兆円(令和4年度当初予算)。
- 実績額の約半分は医療扶助。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※1 施設事務費を除く
- ※2 令和2年度までは実績額、令和3年度は補正後予算、令和4年度は当初予算
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

# 保護施設の現状

## 保護施設の概要

	救護施設			更生施設			医療保護施設			授産施設			宿所提供施設			
設置根拠	生活保護法 第38条 第1項1号			生活保護法 第38条 第1項2号			生活保護法 第38条 第1項3号			生活保護法 第38条 第1項4号			生活保護法 第38条 第1項5号			
目的	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う			身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う			医療を必要とする要保護者に対して医療の給付を行う			身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する			住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う			
設置主体	都道府県、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社															
運営費	措置費：国3/4、都道府県・市町村1/4（医療保護施設は措置費ではなく診療報酬で運営）															
整備費	法人立：国1/2、県1/4、設置主体1/4 （都道府県立・市町村立は平成18年度から補助対象外、医療保護施設は整備費補助はなし）															
都道府県による指導監督	社会福祉法人からの保護施設設置の認可申請に対する認可（法第41条） 運営に関する指導（法第43条）、監査（法第44条）、改善・事業停止・施設廃止の命令、認可取消（法第45条）															
施設数	年度	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立
	H30	182	14	168	20	2	18	58	2	56	16	3	13	10	1	9
	R1	183	12	171	20	1	19	56	2	54	15	3	12	14	1	13
	R2	183	11	172	20	1	19	56	2	54	15	3	12	15	1	14
定員	16,345人			1,388人			—			470人			905人			
在所者数	16,288人			1,264人			—			325人			339人			

(注) 1 施設数以下の資料：「社会福祉施設等調査報告」

2 施設数欄は各年10月1日現在。定員、在所者数欄は、令和2年10月1日現在。

# 保護施設及び無料低額宿泊所等の分布 イメージ

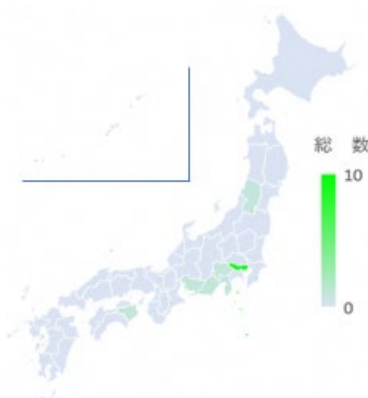
救護施設



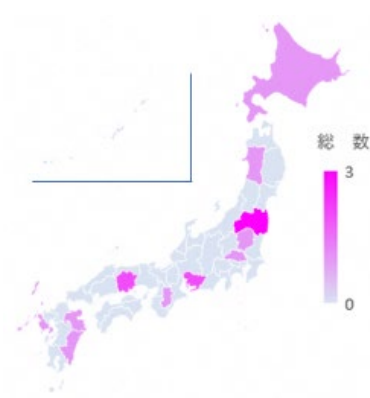
更生施設



宿所提供施設



保護授産施設



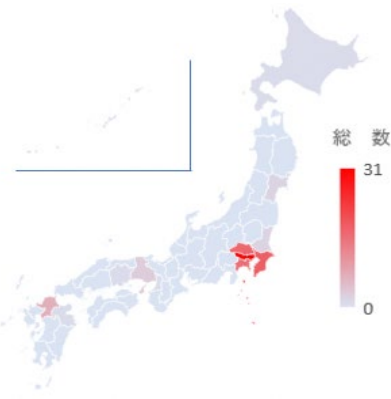
社会事業授産施設



無料低額宿泊所



日常生活支援住居施設

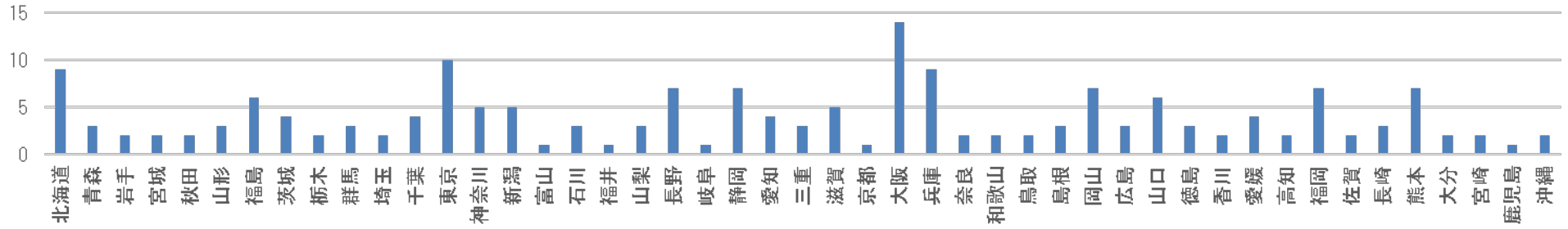


分類	施設等	施設数
保護施設	救護施設	183
	更生施設	20
	宿所提供施設	15
	保護授産施設	15
	社会事業授産施設	61
無料低額宿泊所等	無料低額宿泊所	649
	日常生活支援住居施設	120

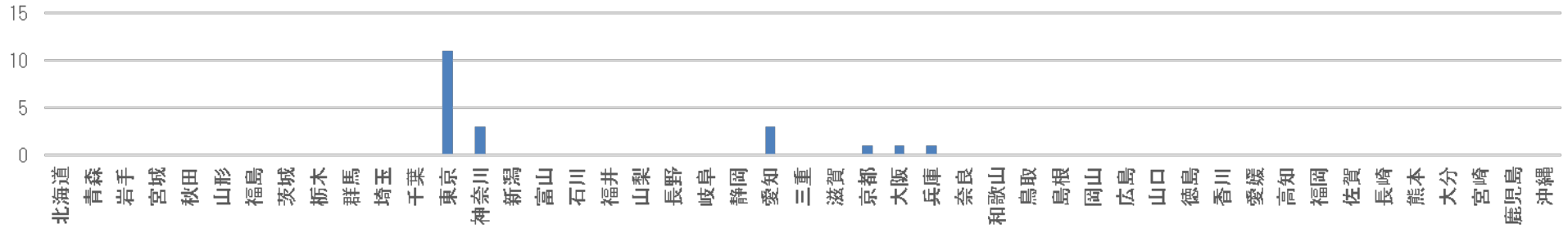
- ※ 保護施設数は社会福祉施設等調査(令和2年10月1日時点)
- ※ 無料低額宿泊所数は保護課調べ(令和4年4月1日時点)
- ※ 日常生活支援住居施設数は保護課調べ(令和4年4月1日時点)
- ※ 社会事業授産施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に基づく授産施設である。

# 保護施設の分布①

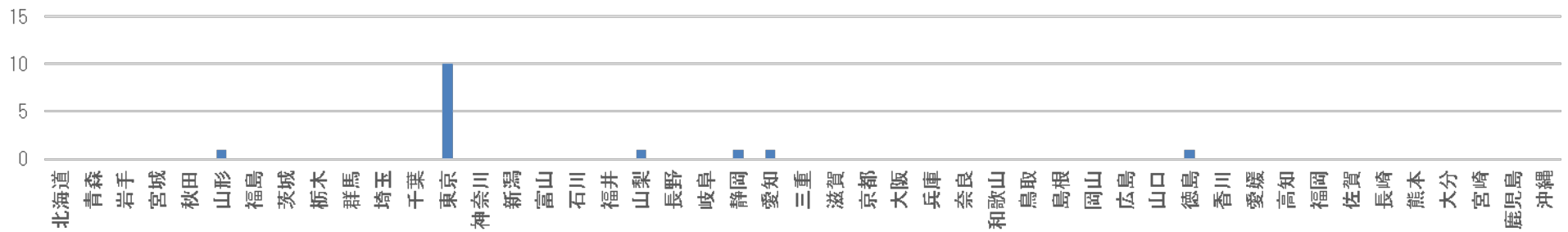
(救護施設)



(更生施設)



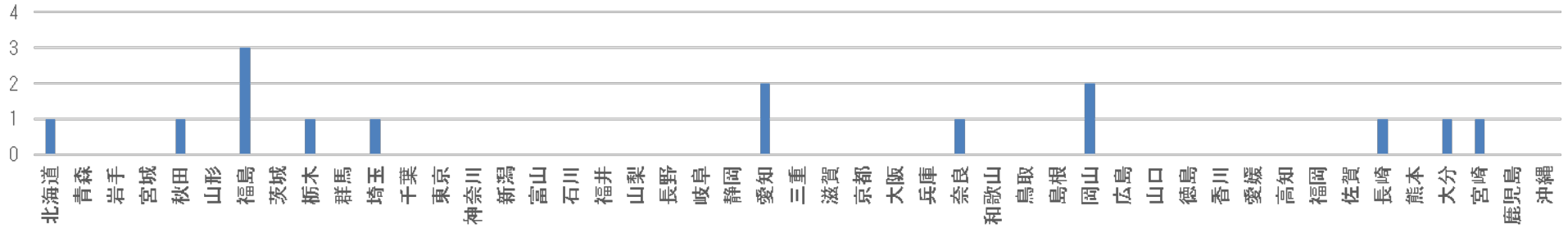
(宿所提供施設)



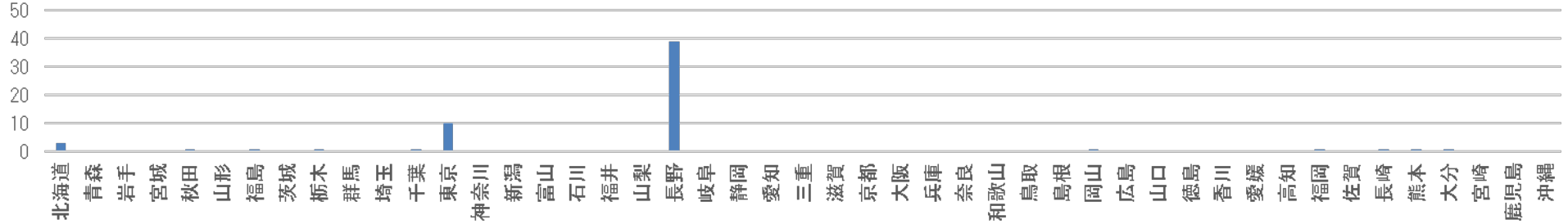
※ 保護施設数は社会福祉施設等調査(令和2年10月1日現在)

# 保護施設の分布②

(保護授産施設)



(社会福祉施設)



※ 保護施設数は社会福祉施設等調査(令和2年10月1日時点)

## 地域別にみた救護施設の定員・在所者数

	都道府県					都道府県			
	定員 (A)	在所者数	被保護者数 (B)	(A)/(B)		定員 (A)	在所者数	被保護者数 (B)	(A)/(B)
全 国	16,345	16,288	2,052,117	0.80%					
北 海 道	950	914	155,566	0.61%	三 重	260	241	15,646	1.66%
青 森	400	387	28,909	1.38%	滋 賀	638	634	10,924	5.84%
岩 手	170	162	12,838	1.32%	京 都	100	88	55,743	0.18%
宮 城	250	255	29,437	0.85%	大 阪	1,608	1,734	273,994	0.59%
秋 田	205	203	13,718	1.49%	兵 庫	640	652	100,880	0.63%
山 形	255	254	7,916	3.22%	奈 良	210	214	18,922	1.11%
福 島	450	445	17,229	2.61%	和 歌 山	250	222	14,727	1.70%
茨 城	347	325	28,142	1.23%	鳥 取	150	164	6,719	2.23%
栃 木	160	151	20,105	0.80%	島 根	230	211	5,552	4.14%
群 馬	240	243	14,903	1.61%	岡 山	410	410	24,179	1.70%
埼 玉	224	215	97,127	0.23%	広 島	215	212	40,629	0.53%
千 葉	328	324	87,427	0.38%	山 口	370	369	13,996	2.64%
東 京	911	981	282,699	0.32%	徳 島	160	150	12,896	1.24%
神 奈 川	686	698	153,237	0.45%	香 川	260	247	10,235	2.54%
新 潟	510	498	20,621	2.47%	愛 媛	415	408	20,546	2.02%
富 山	200	184	3,831	5.22%	高 知	100	98	18,095	0.55%
石 川	330	320	7,035	4.69%	福 岡	490	486	121,690	0.40%
福 井	140	140	4,166	3.36%	佐 賀	180	187	7,720	2.33%
山 梨	250	257	7,006	3.57%	長 崎	180	184	27,073	0.66%
長 野	614	637	11,005	5.58%	熊 本	380	403	24,364	1.56%
岐 阜	70	63	11,624	0.60%	大 分	180	180	19,330	0.93%
静 岡	530	534	31,740	1.67%	宮 崎	132	134	17,579	0.75%
愛 知	368	289	76,417	0.48%	鹿 児 島	50	30	29,729	0.17%
					沖 縄	150	151	38,251	0.39%

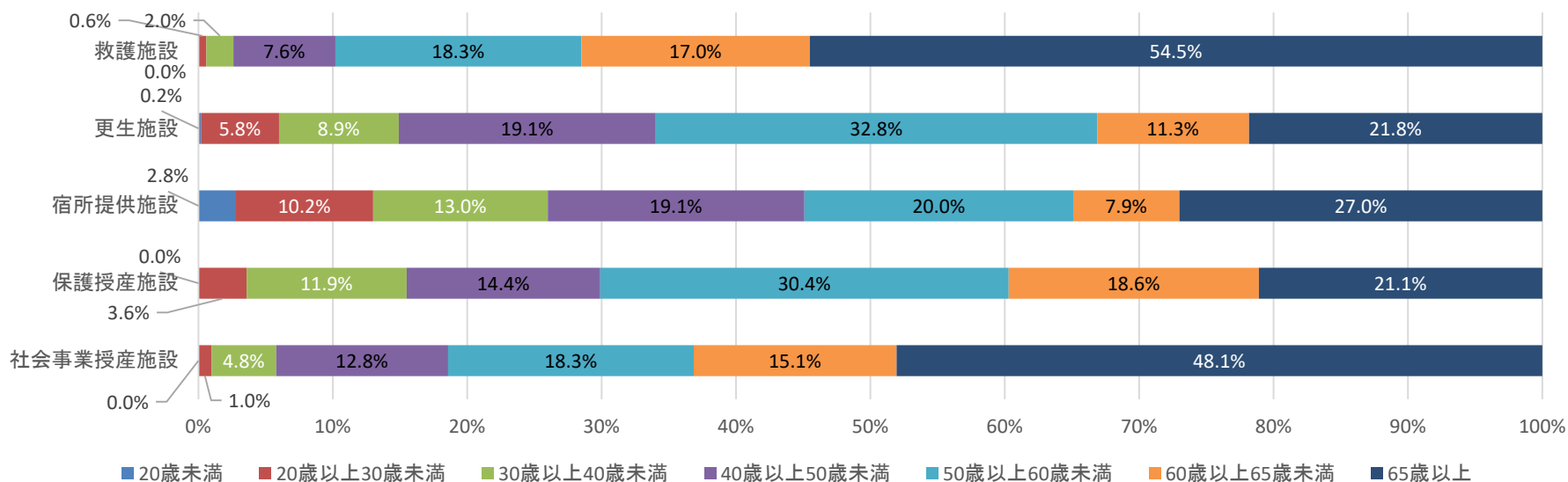
※1 救護施設の定員・在所者数は、社会福祉施設等調査(令和2年10月1日時点)による。

※2 被保護者数は、被保護者調査(令和2年度1ヶ月平均)による。

# 保護施設入所者の年齢

○ 救護施設の場合は「65歳以上」、更生施設の場合は「50歳以上60歳未満」、宿所提供施設の場合は「65歳以上」、保護授産施設の場合は「50歳以上60歳未満」、社会事業授産施設の場合は「65歳以上」がそれぞれ最も多く、保護施設全体を通してみると「65歳以上」が約半数を占めている。

保護施設入所者の年齢



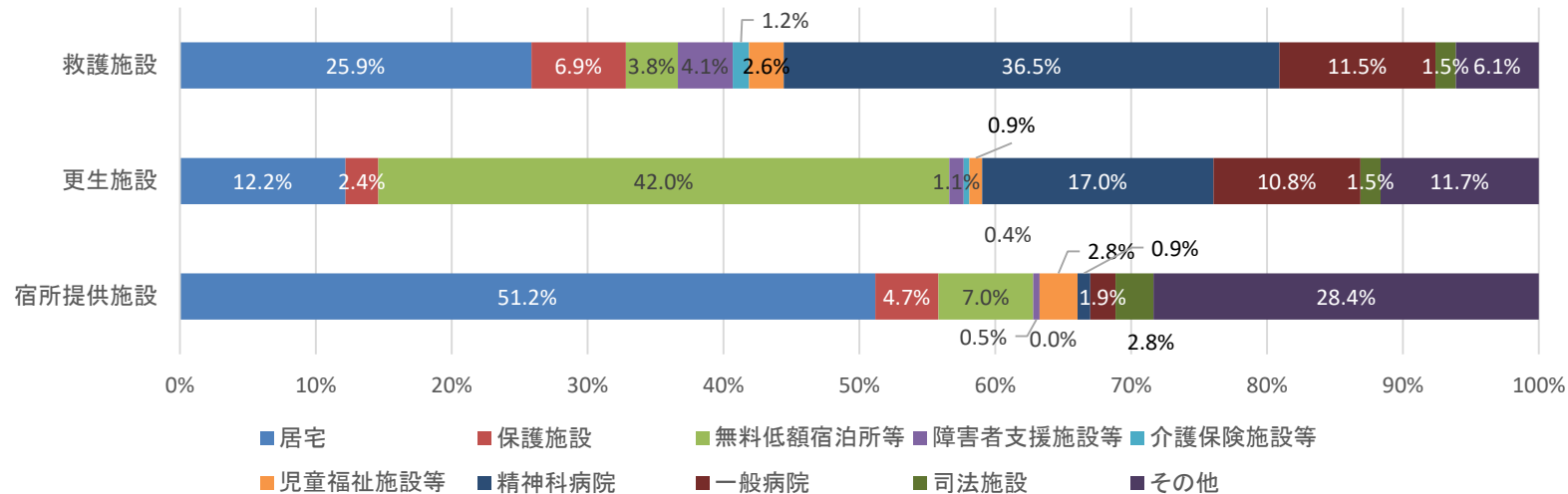
	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
20歳未満	5	0.0%	2	0.2%	6	2.8%	0	0.0%	0	0.0%
20歳以上30歳未満	67	0.6%	55	5.8%	22	10.2%	7	3.6%	3	1.0%
30歳以上40歳未満	232	2.0%	85	8.9%	28	13.0%	23	11.9%	13	4.8%
40歳以上50歳未満	881	7.6%	182	19.1%	41	19.1%	28	14.4%	15	12.8%
50歳以上60歳未満	2,114	18.3%	312	32.8%	43	20.0%	59	30.4%	40	18.3%
60歳以上65歳未満	1,962	17.0%	108	11.3%	17	7.9%	36	18.6%	57	15.1%
65歳以上	6,314	54.5%	208	21.8%	58	27.0%	41	21.1%	150	48.1%

(n=13,248)

# 保護施設入所者の入所前の状況

○ 救護施設の場合は「精神科病院」、更生施設の場合は「無料低額宿泊所等」、宿所提供施設の場合は「居宅」からの入所が、それぞれ最も多い。

## 保護施設入所者の入所前の状況



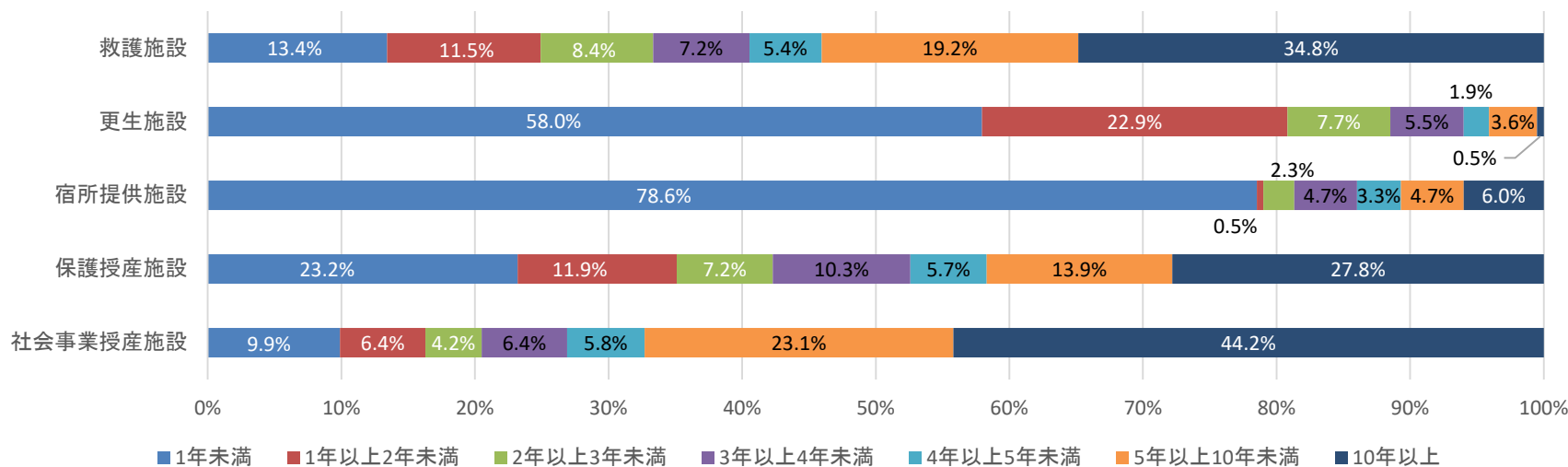
(n=12,742)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
居宅	2,993	25.9%	116	12.2%	110	51.2%
保護施設	804	6.9%	23	2.4%	10	4.7%
無料低額宿泊所等	443	3.8%	400	42.0%	15	7.0%
障害者支援施設等	469	4.1%	10	1.1%	1	0.5%
介護保険施設等	138	1.2%	4	0.4%	0	0.0%
児童福祉施設等	297	2.6%	9	0.9%	6	2.8%
精神科病院	4,221	36.5%	162	17.0%	2	0.9%
一般病院	1,328	11.5%	103	10.8%	4	1.9%
司法施設	174	1.5%	14	1.5%	6	2.8%
その他	708	6.1%	111	11.7%	61	28.4%

# 保護施設入所者の入所期間

○ 保護施設全体を通してみると「10年以上」の入所者が、全体の約3割を占めており、入所が長期化する傾向が見られる。

## 保護施設入所者の入所期間



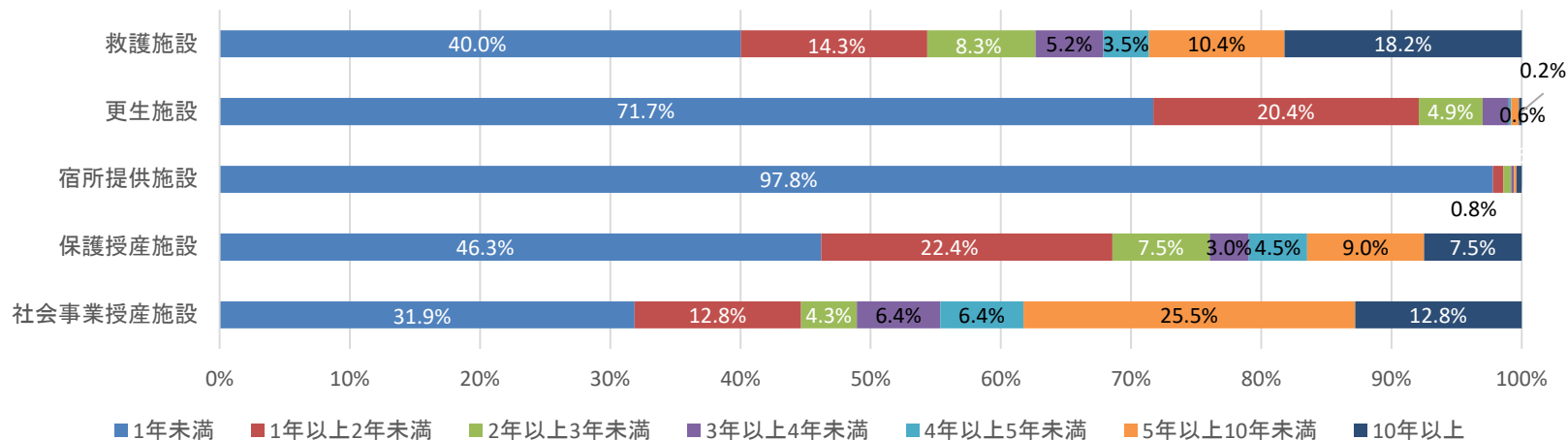
	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1年未満	1,552	13.4%	552	58.0%	169	78.6%	45	23.2%	31	9.9%
1年以上2年未満	1,331	11.5%	218	22.9%	1	0.5%	23	11.9%	20	6.4%
2年以上3年未満	976	8.4%	73	7.7%	5	2.3%	14	7.2%	13	4.2%
3年以上4年未満	837	7.2%	52	5.5%	10	4.7%	20	10.3%	20	6.4%
4年以上5年未満	630	5.4%	18	1.9%	7	3.3%	11	5.7%	18	5.8%
5年以上10年未満	2,221	19.2%	34	3.6%	10	4.7%	27	13.9%	72	23.1%
10年以上	4,028	34.8%	5	0.5%	13	6.0%	54	27.8%	138	44.2%

(n=13,248)

# 保護施設退所者の入所期間

○ 更生施設及び宿所提供施設の退所者は入所期間「1年未満」である者が多いが、救護施設は入所期間が「10年以上」である退所者が18.2%となっている。

## 保護施設退所者の入所期間



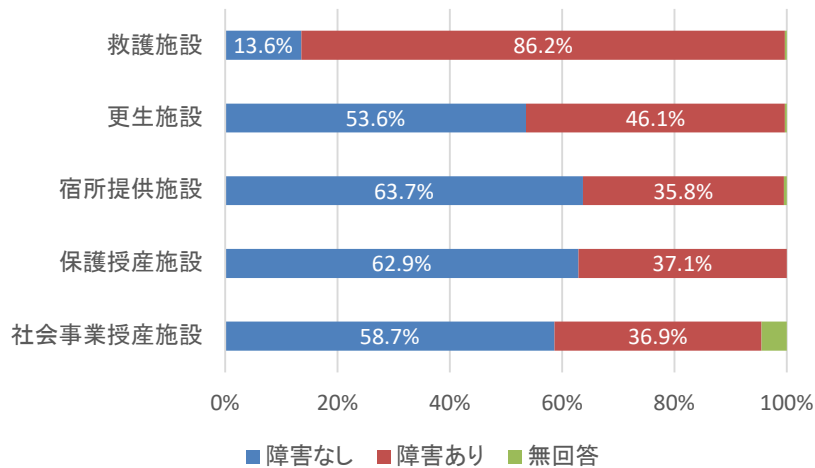
	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1年未満	949	40.0%	866	71.7%	479	97.8%	31	46.3%	15	31.9%
1年以上2年未満	340	14.3%	246	20.4%	4	0.8%	15	22.4%	6	12.8%
2年以上3年未満	197	8.3%	59	4.9%	3	0.6%	5	7.5%	2	4.3%
3年以上4年未満	123	5.2%	24	2.0%	1	0.2%	2	3.0%	3	6.4%
4年以上5年未満	83	3.5%	3	0.2%	0	0.0%	3	4.5%	3	6.4%
5年以上10年未満	247	10.4%	7	0.6%	1	0.2%	6	9.0%	12	25.5%
10年以上	432	18.2%	2	0.2%	2	0.4%	5	7.5%	6	12.8%

(n=4,184)

# 保護施設入所者の障害の状況

○ 救護施設では障害ありが86.2%である。保護施設全体を通してみると障害がある者のうち「精神疾患・障害」の入所者が多い。

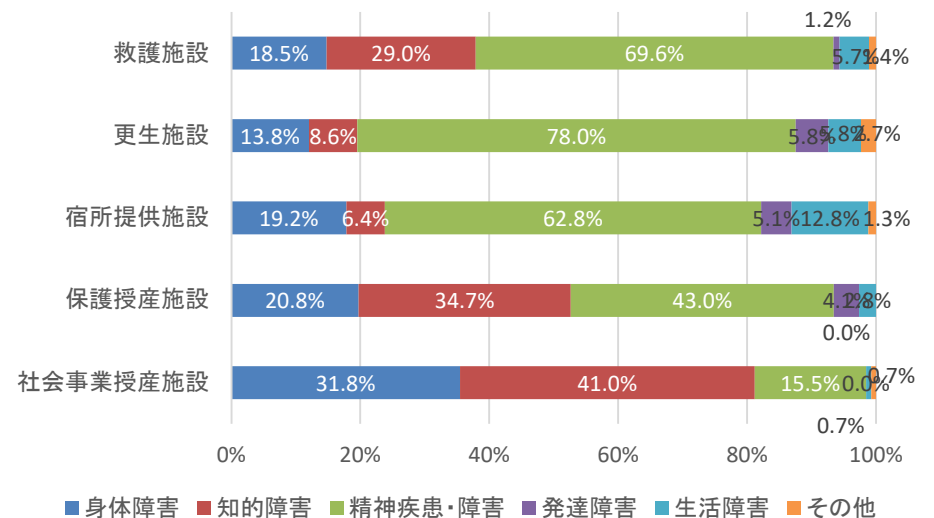
## 保護施設入所者の障害の有無



	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
障害なし	1,573	13.6%	510	53.6%	137	63.7%	122	62.9%	183	58.7%
障害あり	9,981	86.2%	439	46.1%	77	35.8%	72	37.1%	115	36.9%
無回答	21	0.3%	3	0.3%	1	0.5%	0	0.0%	14	4.5%

(n=13,248)

## 保護施設入所者の障害の状況



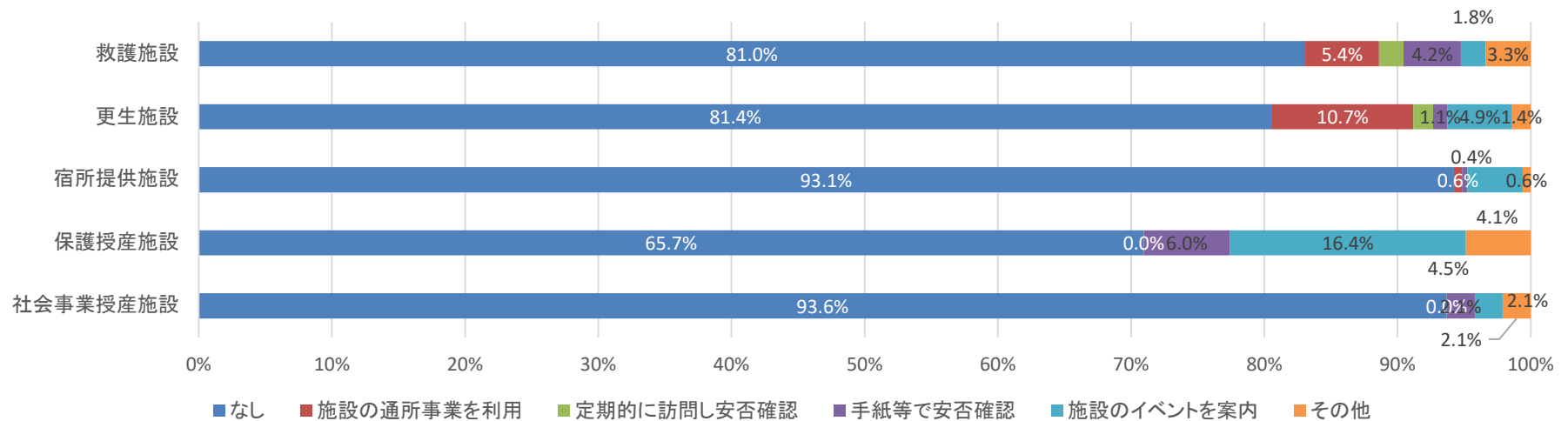
(n=10,723)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
身体障害	1,855	18.5%	61	13.8%	15	19.2%	15	20.8%	41	31.8%
知的障害	2,910	29.0%	38	8.6%	5	6.4%	25	34.7%	53	41.0%
精神疾患・障害	6,957	69.6%	345	78.0%	49	62.8%	31	43.0%	20	15.5%
発達障害	121	1.2%	26	5.8%	4	5.1%	3	4.1%	0	0.0%
生活障害	568	5.7%	26	5.8%	10	12.8%	2	2.8%	1	0.7%
その他	143	1.4%	12	2.7%	1	1.3%	0	0.0%	1	0.7%

# 保護施設退所者の退所後の施設との関わり

- 保護施設全体を通してみると、保護施設退所後は保護施設との関わりがないというケースが大半であるが、救護施設、更生施設退所者は通所事業を利用し、保護施設との関わりを継続しているケースがある。

## 保護施設退所者の退所後の施設との関わり

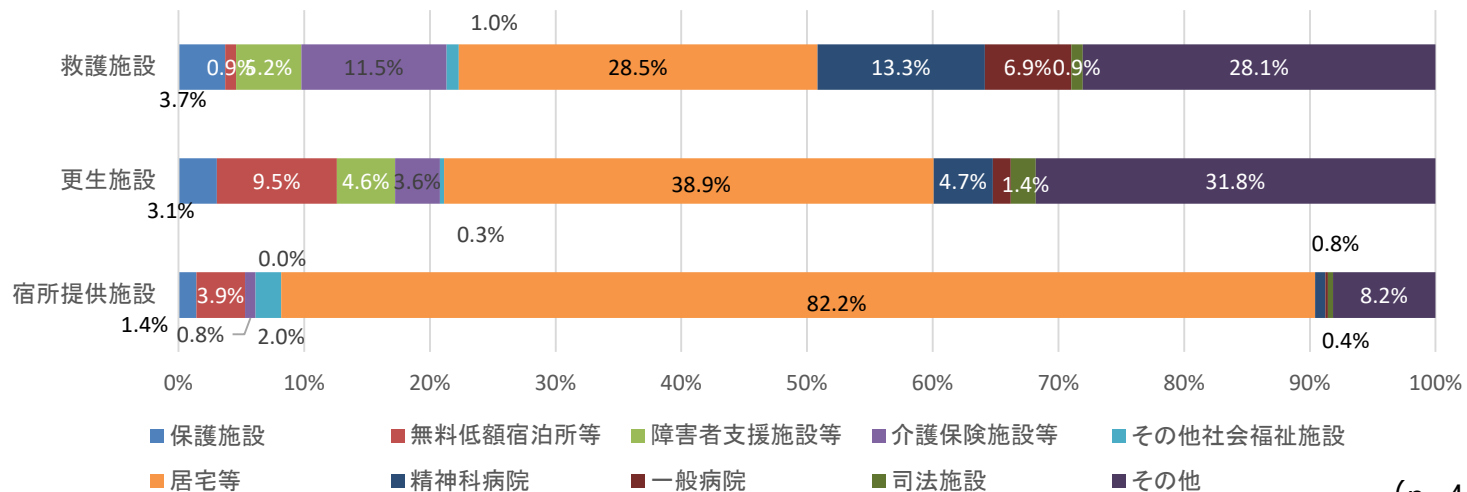


	救護施設		更生施設		宿所提供施設		保護授産施設		社会事業授産施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
なし	1,921	81.0%	983	81.4%	456	93.1%	44	65.7%	44	93.6%
施設の通所事業を利用	129	5.4%	129	10.7%	3	0.6%	0	0.0%	0	0.0%
定期的に訪問し安否確認	43	1.8%	18	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
手紙等で安否確認	99	4.2%	13	1.1%	2	0.4%	4	6.0%	1	2.1%
施設のイベントを案内	42	1.8%	59	4.9%	20	4.1%	11	16.4%	1	2.1%
本人からの電話等に対応	140	5.9%	44	3.6%	18	3.7%	15	22.4%	0	0.0%
その他	78	3.3%	17	1.4%	3	0.6%	3	4.5%	1	2.1%

# 保護施設退所者の退所後の状況

○ 救護施設、更生施設、宿所提供施設いずれも、保護施設退所後の状況は、居宅の割合が高くなっている。

## 保護施設入所者の退所後の状況



(n=4,070)

	救護施設		更生施設		宿所提供施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
保護施設	88	3.7%	37	3.1%	7	1.4%
無料低額宿泊所等	21	0.9%	115	9.5%	19	3.9%
障害者支援施設等	123	5.2%	56	4.6%	0	0.0%
介護保険施設等	274	11.5%	43	3.6%	4	0.8%
その他社会福祉施設	23	1.0%	4	0.3%	10	2.0%
居宅等	677	28.5%	470	38.9%	403	82.2%
精神科病院	316	13.3%	57	4.7%	4	0.8%
一般病院	163	6.9%	17	1.4%	1	0.2%
司法施設	22	0.9%	24	2.0%	2	0.4%
その他	666	28.1%	384	31.8%	40	8.2%

- 居宅等の具体的な内容
- ・ 家族(両親等)と同居して居宅生活
  - ・ アパート等で(単身、配偶者と)居宅生活
  - ・ 就労先の寮

# 救護施設入所者の状況

## ○性別

	男性	女性	計
人数	7,666	3,898	11,564
割合	66.3%	33.7%	100.0%

## ○年齢

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	計
人数	5	67	232	881	2,114	1,962	6,314	11,575
割合	0.0%	0.6%	2.0%	7.6%	18.3%	17.0%	54.5%	100.0%

平均64.7歳  
最大99歳  
最小18歳

## ○入所期間

	1年未満	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年以上～ 4年未満	4年以上～ 5年未満	5年以上～ 10年未満	10年以上	計
人数	1,552	1,331	976	837	630	2,221	4,028	11,575
割合	13.4%	11.5%	8.4%	7.2%	5.4%	19.2%	34.8%	100.0%

平均11年2ヶ月  
最大62年3ヶ月  
最小0ヶ月

## ○利用者の障害の有無

	障害なし	障害あり	無回答	計
人数	1,573	9,981	21	11,575
割合	13.6%	86.2%	0.2%	100.0%

## ○利用者の障害の状況

	身体障害	知的障害	精神疾患・ 障害	発達障害	生活障害	その他	計
人数	1,855	2,910	6,957	121	568	143	10,002
割合	18.5%	29.1%	69.6%	1.2%	5.7%	1.4%	—

(注) 複数回答あり

出典：「保護施設の支援機能の実態把握と課題分析に関する調査研究事業」（令和元年度生活困窮者就労準備支援事業等補助金社会福祉推進事業）  
調査対象施設（救護施設）184施設、施設表回収数165施設（割合89.7%）、個別表調査票回収数132施設（割合71.7%）

# 救護施設等における各種事業

※ 実施箇所数等は保護課調べ(令和4年4月1日現在)

	保護施設通所事業		救護施設居宅生活訓練事業	一時入所
目的	保護施設退所者を、保護施設に通所させて指導訓練等を実施し、又は職員が居宅等へ訪問して生活指導等を実施することで居宅で継続して自立生活が送れるよう支援するとともに、保護施設からの退所の促進と受入のための有効活用を図る。		救護施設に入所している被保護者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、訓練用住居(アパート、借家等)を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、居宅生活への移行を支援する。	一時的に精神状態が不安定となる居宅で生活する被保護者に対し、救護施設を短期間利用させることにより、精神状態を安定させ、居宅生活の継続を支援する。
創設年度	平成14年度(救護施設通所事業は平成元年～)		平成16年度	平成17年度(23年度)
対象施設	救護施設・更生施設		救護施設	救護施設
事業内容	原則として通所訓練と訪問指導を一体的に実施 ・通所訓練(生活指導、就労指導等) ・訪問指導(職員の居宅訪問による生活指導等)		・日常生活訓練(食事、洗濯、金銭管理等) ・社会生活訓練(通院、買物、対人関係構築等) ・その他自立生活に必要な訓練	以下の場合に一時入所を行う ・精神症状が一時的に不安定になった場合 ・退院に向けた体験利用や訓練の場合
利用期間	1年以内(更新可)		1年以内(1年以内延長可)	7日間(1ヶ月まで延長可)
対象者	・保護施設退所者で引続き指導訓練が必要と認められる者 ・居宅の被保護者(事業定員の3割限度)		・救護施設入所者で1年間の個別訓練を行うことで居宅において生活を送ることが認められる者のうちから、施設長に選定された者	・居宅の精神障害者等 ・精神科病院入院患者、退院患者 ・その他、保護の実施機関が必要と認める者
定員	実施施設の入所定員の5割以内かつ10名以上 (特別な事情の場合には5名を下限)		2名～10名程度	—
職員配置	・定員10名以上：専任の直接処遇職員3名以上 (定員5以上10名未満：専任の直接処遇職員2名以上)		10名以上：4名 6～9名：3名 2～5名：2名 (責任者として1名専任)	(既存の施設職員が対応)
運営費	【通所訓練】※東京都特別区の場合 救護施設：1人当たり月額：123,200円 更生施設：1人当たり月額：119,000円 【訪問指導】1人当たり月額：23,600円		月額(1施設当たり) <b>10名以上：114万6,170円</b> 5名：75万8,670円 <b>9名：106万8,670円</b> 4名：68万1,170円 <b>8名：99万1,170円</b> 3名：60万3,670円 <b>7名：91万3,670円</b> 2名：52万6,170円 <b>6名：83万6,170円</b> 1名：44万8,670円	例：東京都特別区の救護施設(定員101～110名) 約4,930円×実入所日数
実施ヶ所数 (R4年4月1日)	救護施設(全184ヶ所) うち、51ヶ所	更生施設(全19ヶ所) うち、17ヶ所	113ヶ所	—
定員	1,125人	512人	321人	—
利用者数	803人	346人	290人	—

## A-1 支援の基本と権利擁護

## A-2 生活支援

## A-3 自立支援

### （1）社会参加の支援

### （2）就労支援

### （3）家族等との連携・支援

### （4）地域生活への移行と地域生活の支援

- ① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。

#### <評価の着眼点>

- ・ 利用者の希望と意向を把握し、地域生活に必要な社会資源に関する情報や学習・体験の機会を提供している。
- ・ 利用者の社会生活力と地域生活への移行や地域生活の意欲を高める支援や工夫を行っている。
- ・ 地域生活への移行や地域生活に関する課題等を把握し、具体的な生活環境への配慮や支援を行っている。
- ・ 地域生活への移行や地域生活のための支援について、地域の関係機関等と連携・協力している。

## A-4 地域の生活困窮者等の支援

### （1）地域の生活困窮者等の支援

- ① 地域の生活困窮者等を支援するための取組や事業を行っている。

#### <評価の着眼点>

- ・ 地域の生活問題や生活困窮者等について、職員の学習や協議する機会を設けている。
- ・ 地域の生活困窮者等の支援について、地域の関係機関や他の福祉施設・事業所と情報交換している。
- ・ 生活困窮者等の支援における救護施設の専門性や支援ノウハウを関係機関と共有している。
- ・ 地域の生活困窮者等を支援するための事業活動を実施している。
- ・ 地域の生活困窮者等の支援ネットワークの構築や事業・活動に参画・協力している。

# 予算執行調査

## 反映状況票

予算執行調査（令和2年度）財務省HPより

（単位：百万円）

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(20) 保護施設事務費負担金	本省	—	30,142	30,159	17	—
事業の概要	生活保護は居宅保護が原則であるが、これによっては保護の目的を達しがたい時には保護施設に入居させ、精神疾患や身体・知的障害のある者、アルコールや薬物などの依存症のある者、ドメスティックバイオレンス（DV）や虐待被害を受けた者、ホームレスや矯正施設退所者など、様々な生活課題を抱える者を、福祉事務所からの措置委託という形で受け入れ支援を行っている。						

### 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

#### 保護施設における居宅移行について

保護施設の利用者の入所期間が長期となっている中、生活保護の原則である居宅保護に向けた施設からの居宅移行を促進するため、

- 「居宅生活移行総合支援事業」や「居宅生活訓練事業」を適切に活用するとともに、新たに創設された日常生活支援住居施設も活用しながら、入所者の地域移行に向けた取組をより一層推進すべき。
- 保護施設への報酬体系のあり方についても、地域移行を促す観点からの見直しを検討すべき。
- 訪問調査の機会などを通じて、福祉事務所、利用者及び保護施設の間で十分な意思疎通を図りながら、居宅生活の可能性の判断等のアセスメントや、他法他施策活用の検討など、今後の援助方針について福祉事務所による関与を強化すべき。

### 反映の内容等

#### 保護施設における居宅移行について

- 予算を拡充した「居住不安定者等居宅生活移行支援事業」※や、「居宅生活訓練事業」、日常生活支援住居施設の活用をより一層促すとともに、令和2年度に実施している「保護施設入所者の地域生活移行等の促進を図るための調査研究事業」の調査研究結果も踏まえ、更なる居宅移行の促進について検討を行う。

※令和3年度において「居宅生活移行総合支援事業」に居宅不安定者への支援を追加したことから、事業名を変更

- 報酬体系のあり方について引き続き検討を進めるとともに、令和3年度において、居宅生活訓練事業における職員配置の拡充等を実施することとしており、本事業の活用により保護施設入所者の地域移行を一層推進していく。
- 居宅移行を促進するため、保護施設入所者に対する援助方針の策定等における福祉事務所の関与の重要性について、地方公共団体に対して、生活保護関係全国会議等を通じて周知を行う。

（注）予算執行調査の概要（財務省HPより）

- 予算執行調査とは、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算執行の実態を調査して改善すべき点を指摘し、予算の見直しにつなげていく取組み。

# 生活保護制度に関する国と地方の 実務者協議

# 生活保護制度に関する国と地方の実務者協議 これまでの議論の整理 (一部抜粋)

令和4年4月22日

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 生活保護制度に関する国と地方の実務者協議におけるこれまでの議論の整理

- 生活保護制度の見直しの検討にあたり、令和3年11月より6回にわたって、地方自治体の実務者と協議を行い、今般、これまでの議論の整理を行った。今後、これを踏まえ、地方自治体の首長級との協議である「生活保護制度に関する国と地方の協議」を開催する予定。
- また、今後、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において、これまでの議論の整理を報告し、生活保護制度の見直しについて更に議論する予定。

## 【構成】

### ○ 地方自治体の生活保護担当者(課長級等)

(参加自治体)

福島県、大阪府、豊島区、高知市、川崎市、大阪市、湯梨浜町(鳥取県)、坂町(広島県)

### ○ 厚生労働省

社会・援護局

総務課長、保護課長、保護課自立推進・指導監査室長、保護課保護事業室長、地域福祉課生活困窮者自立支援室長

## 【開催実績】

令和3年11月19日	第1回	生活保護制度の現状等
令和3年12月6日	第2回	包括的な自立支援・就労支援、子どもの貧困対策、生活保護基準における級地制度
令和3年12月24日	第3回	健康管理支援事業及び医療扶助
令和4年1月31日	第4回	居住支援
令和4年2月15日	第5回	事務負担の軽減及び生活保護費の適正支給の確保策等、生活保護基準における級地制度
令和4年3月29日	第6回	これまでの議論の整理について

## これまでの議論の整理 目次

1. 現下の経済社会状況を踏まえた生活保護制度による支援の在り方について(p.3)
2. 関係機関と連携した包括的な自立支援について(p.5)
3. 就労支援等について(p.8)
  - (1) 就労支援事業等について
  - (2) 就労インセンティブについて
4. 子どもの貧困対策について(p.12)
5. 被保護者健康管理支援事業及び医療扶助について(p.13)
  - (1) 被保護者健康管理支援事業及び頻回受診対策等について
  - (2) 都道府県による関与について
6. 居住支援について(p.17)
  - (1) 保護施設について
  - (2) 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設等について
7. 事務負担の軽減について(p.21)
8. 生活保護費の適正支給の確保策等について(p.22)
9. 生活保護基準における級地区分について(p.23)

## 6. 居住支援について

### (1) 保護施設について①

#### 現状と基本的な方向

- 保護施設については、これまで他法他施策優先の中で、最後のセーフティネットとして、様々な生活課題を抱える者の受け入れ支援を行ってきたところ。昨今、精神疾患や身体・知的障害のある者、アルコールや薬物などの依存症のある者、DVや虐待の被害を受けた者、ホームレスや矯正施設退所者など、様々な対象者に対する多様な支援が求められてきている。
- 保護施設については、生活保護法上、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設が規定されており、救護施設・宿所提供施設においては、居住の場を基本として生活支援・日中活動の場を提供、更生施設・授産施設においては、通所も含めた就労・技能訓練を実施している。
- 保護施設からの地域移行に向けては、保護施設通所事業や救護施設居宅生活訓練事業において、支援を実施している。
- 保護施設については、支援の多様化等も踏まえ、様々な生活課題に柔軟な対応をしていく観点から、各施設の機能面に着目した整理も含め、その機能のあり方を検討していく必要がある。
- また、保護施設入所者の状態像に応じた支援や、福祉事務所による関与も重要である。
- 地域共生社会の実現に向けた取組が進められる中で、様々な生活課題を抱える者に対する支援を行う保護施設の役割は重要であり、地域の関係機関のネットワークの一翼を担うことが期待されている。

## 6. 居住支援について

### (1) 保護施設について②

#### 具体的な議論

- 介護や障害福祉のサービスが充実してきている中で、救護施設も次の施設等に進むための生活訓練の場としての通過施設という機能を持つのではないかと。
- 他施策の施設が充実していく中でも、制度のはざまにある被保護者を受け入れるセーフティネットとして、保護施設の役割は重要。対象者の状況が複雑・多様化しているため、現在の保護施設の区分では対象像に合わない事例が増加しており、今後、保護施設の在り方について、対象や機能面で柔軟に対応できるような工夫が必要である。また、保護施設のハード面について、対象者のニーズに応じた対応が必要という意見もあった。
- 医療保護施設については、指定医療機関との関係性を考えると、その必要性や運用について整理する必要がある。
- 入所者の地域移行を進める観点や退所後の情報共有の観点から、救護施設等において事実上取り組まれている、個別支援計画の作成を義務化することが考えられる。その際にはケースワーカーも関与し、福祉事務所における援助方針に反映させる仕組みが必要である。
- 保護施設通所事業等について、地域の被保護者の受入れを進めていくということは一つの考え方。ただし、本来の利用者を圧迫しないことや、職員の負担が過大にならないといったことへの配慮が必要となる。
- 救護施設等保護施設については、精神障害者や依存症の対応が難しいケースなど多様な支援が求められ、より専門性の高いスキルが必要になってきているが、研修の機会もあまりない状況のため、全国単位の課題別の研修や事例研修の機会があるとよい。

社会保障審議会  
生活困窮者自立支援及び生活保護部会

# 生活困窮者自立支援法及び生活保護法の見直しの枠組み

## 生活困窮者自立支援

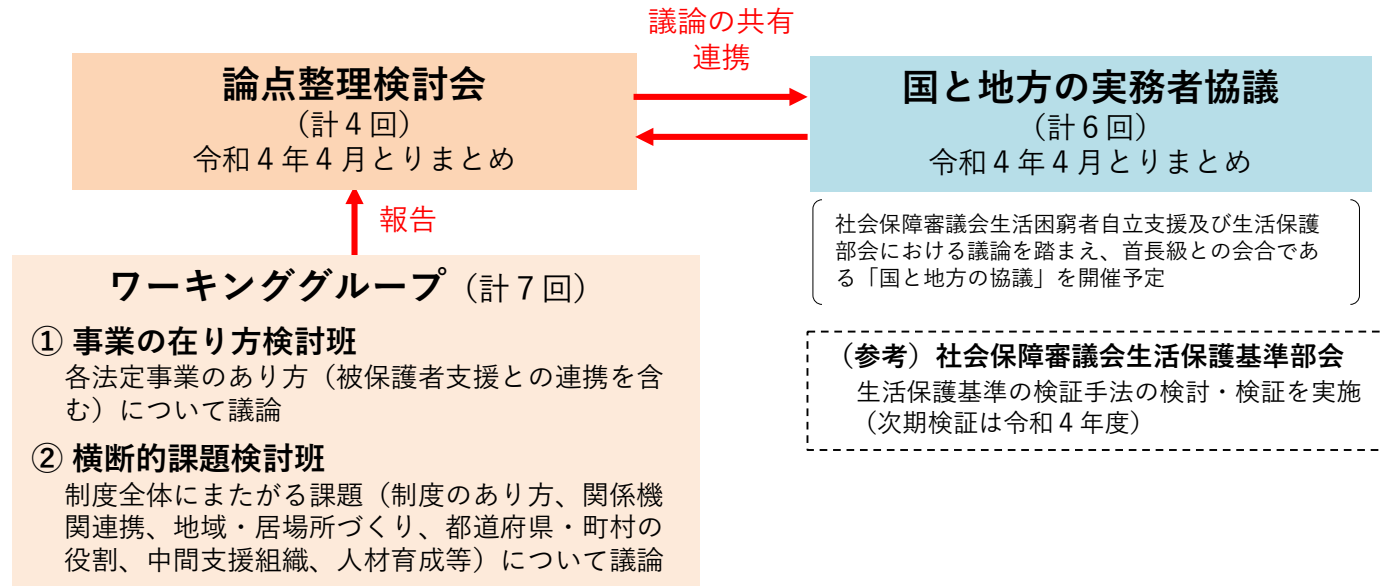
## 生活保護

見直し規定

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）附則第8条（※）に基づく検討

（※）政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

検討の場



令和4年6月以降

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論

## 当面のスケジュール(案)

	日程	主な議題(案)
1 (第14回)	6月3日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しについて</li> <li>「今後の福祉事務所における生活保護業務の業務負担軽減に関する調査研究」報告書</li> </ul>
2 (第15回)	6月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者に対する自立相談支援のあり方</li> <li>被保護者に対する自立支援のあり方</li> </ul>
3 (第16回)	7月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携のあり方</li> <li>就労支援のあり方</li> <li>家計改善支援のあり方</li> </ul>
4 (第17回)	7月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康管理支援事業・医療扶助のあり方</li> <li>子どもの貧困への対応</li> <li>関連施策との関係(地域共生社会との関係を含む)</li> </ul>
5 (第18回)	8月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住支援等のあり方</li> <li>都道府県、町村、人材育成等</li> <li>事務負担の軽減及び生活保護費の適正支給の確保策</li> </ul>
6 (第19回)	8月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>部会におけるこれまでの主な意見</li> <li>有識者等からのヒアリング</li> </ul>
7～ (第20回～)	9月～	前半の議論を踏まえ、各テーマについてさらに検討を進める。

(参考)

新型コロナウイルス対策

# 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

・緊急小口資金、総合支援資金（初回）の申請受付期限を令和4年6月末から令和4年8月末へ延長。

予算措置額合計：2兆1,333億円

令和元年度予備費交付額	267億円
令和2年度第1次補正予算額	359億円
令和2年度第2次補正予算額	2,048億円
令和2年度第3次補正予算額	4,199億円
令和2年度予備費(8/7)措置額	1,777億円
令和2年度予備費(9/15)措置額	3,142億円
令和2年度予備費(3/23)措置額	3,410億円
令和3年度予備費(8/27)措置額	1,549億円
令和3年度補正予算額	4,581億円

## 【緊急小口資金】（一時的な資金が必要な方[主に休業された方]）

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 償還開始の到来時期が以下に該当する場合は、据置期間を延長する。

	緊急小口	総合(初回)	総合(延長)	総合(再貸付)
償還開始の到来時期	令和4年12月末日以前(注4)	令和4年12月末日以前(注4)	令和5年12月末日以前	令和6年12月末日以前
据置期間の延長	令和4年12月末日	令和4年12月末日	令和5年12月末日	令和6年12月末日

注4 令和4年4月以降における緊急小口資金、総合支援資金(初回)の申請分については、償還免除の判定を令和5年度の住民税非課税によるものとし、据置期間は令和5年12月末日まで延長する。

## 【総合支援資金(生活支援費)】(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内 =60万円以内 (単身)月15万円×3月以内 =45万円以内	同左(注2)
据置期間	6月以内	1年以内(※2)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 令和3年3月末までに申請した特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、延長貸付(3月以内 60万円以内)を実施。※令和3年6月末の受付で終了

注3 令和3年12月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内 60万円以内)を実施。※令和3年12月末の受付で終了

### 償還免除

について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

資金種類ごとに判定し、一括免除

確認対象

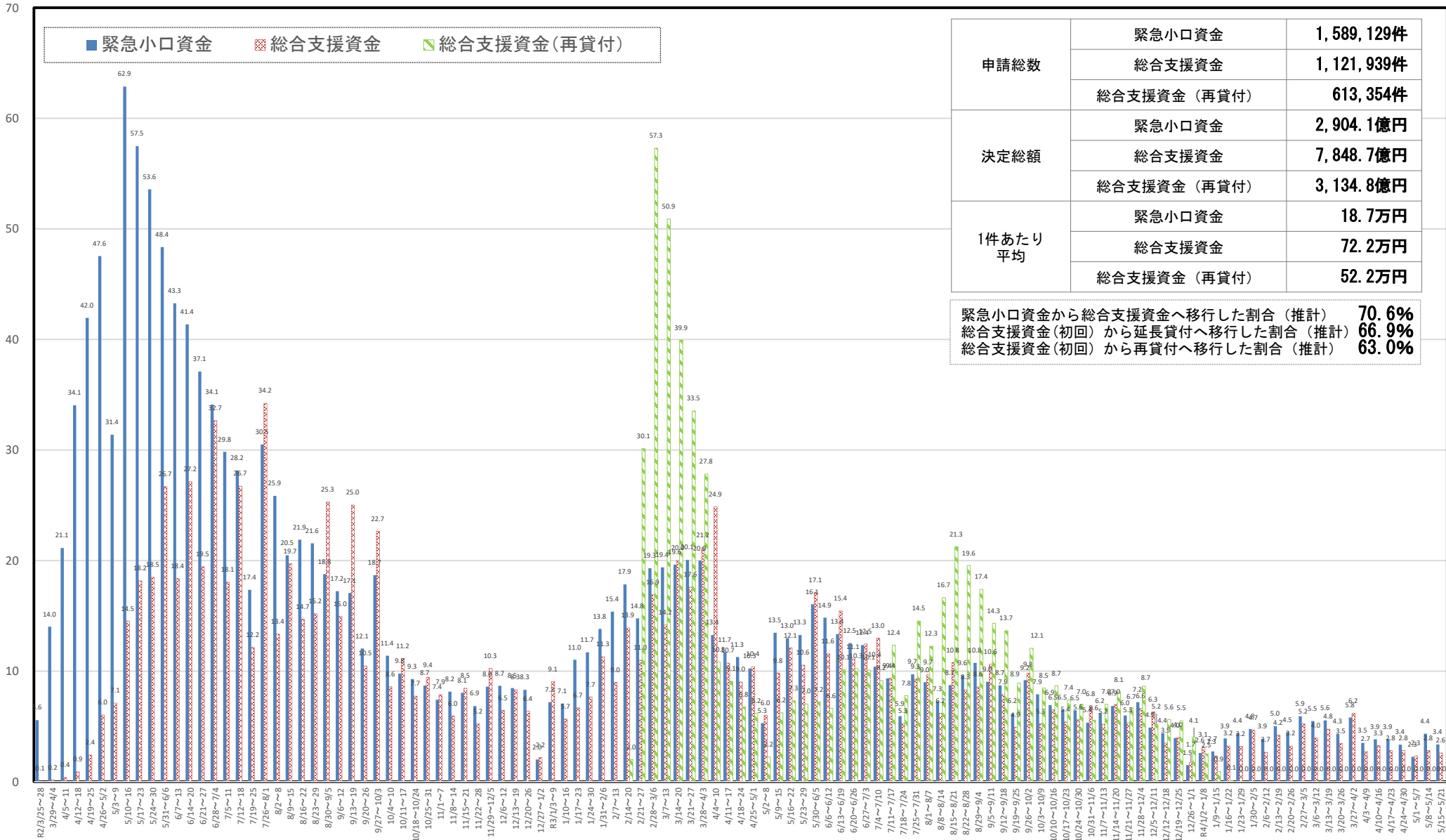
- ・緊急小口資金 : 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税(注4)
- ・総合支援資金(初回貸付分) : 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税(注4)
- ・総合支援資金(延長貸付分) : 令和5年度の住民税非課税
- ・総合支援資金(再貸付分) : 令和6年度の住民税非課税

住民税非課税を確認する対象は、借受人及び世帯主。

# 緊急小口資金、総合支援資金の申請件数の推移

令和4年5月25日現在（速報値）

申請件数(千件)



# 住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

令和4年度予算額

負担金(301億円)の内数

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、906自治体)

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ① 離職・廃業後2年以内の者

② 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】 ・収入要件:世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12

② 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の収入要件(目安):単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

・資産要件:世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと(但し100万円を超えない額)

※東京都特別区の資産要件(目安):単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

・求職活動等要件:公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

【支給額】 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の支給額(目安):単身世帯:53,700円、2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

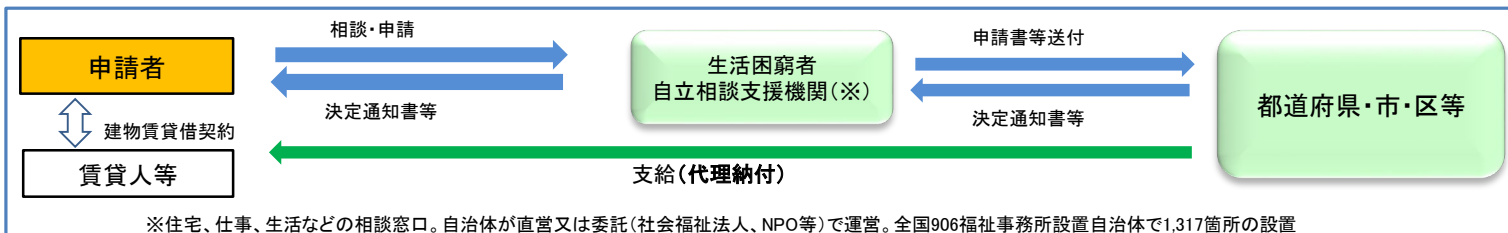
【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

【事業スキーム】

令和4年8月末までの申請について、特例として、職業訓練受講給付金(月10万円)との併給を可能とする予定。

令和4年8月末までの申請について、特例として、解雇以外の休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間の再支給が可能とする予定。

・②による受給者については、再延長期間(~9か月目)までは求職の申込は求めない  
・①及び②ともに、当分の間、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込みも可能。また、当分の間、ハローワーク等での相談(月2回以上)や企業への応募等(週1回以上)の回数を減らす(各々月1回)。



# 新型コロナウイルス感染症対策に伴う生活保護における対応について（概要）

## 1. 適切な対応

○生活保護制度を適切に運用する上で特に留意が必要な事項として、主に以下につき、随時、事務連絡<sup>(※)</sup>により周知

(※)3月10日、4月7日、5月8日、5月26日、9月11日、1月7日、1月29日、2月26日付けで事務連絡を发出。

- 申請権の侵害の防止(いわゆる「水際対策」をしない)、速やかな保護決定
- スムーズな就労再開のため、資産の保有等の柔軟な取扱い(通勤用自動車や自営業用の資産の一時的な保有)
  - ・ 新たに民間保険も同様に取扱う旨を周知(1月29日付け)
  - ・ 基準よりも高い家賃の住居にそのまま住み続けたい希望があれば、一定の場合に一時的に引越ししなくてよい取扱い(転居指導の留保)(2月26日付けで事務連絡を发出)
- 就労の場がない場合は、稼働能力の活用の判断を留保
- 扶養照会の運用の弾力化  
扶養照会を行わない例について、以下のとおり弾力化。(2月26日付けで通知・事務連絡の改正、事務連絡の发出)
  - ・【改正前】「生活保護受給者の生活歴に特別の事情がある場合」として、「20年間音信不通」を例示  
⇒「著しい関係不良」の場合として整理  
(具体例として、「親族に借金を重ねている」、「相続をめぐり対立している」、「縁が切られている」を例示)  
⇒「20年音信不通」は、「著しい関係不良」の具体例のひとつとして「一定期間(例えば10年程度)」と例示
  - ・【改正前】DVのみを例示 ⇒ DVの他に虐待等の場合を例示として追加
- 生活困窮者自立支援制度の窓口と福祉事務所の窓口の連携

## 2. 予算措置

- 面接相談等の業務の臨時職員雇上げ費用(令和2年度二次補正:4.2億円、令和2年度三次補正予算:新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(以下「交付金」という。)140億円の内数、令和3年度補正予算:交付金61億円の内数)
- 業務のデジタル化による効率化の試行事業(令和2年度三次補正予算:4.8億円、令和3年度補正予算:2.8億円)

# 保護施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策等

<p>令和元年度予算 (生活困窮者補助金)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保護施設等の衛生管理体制確保支援                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生用品(マスク、消毒液等)の緊急調達</li> <li>・衛生環境改善(施設内消毒等)</li> <li>・感染予防等の広報・啓発(障害を抱える施設利用者への資料(点字等)作成)</li> </ul> </li> </ol>
<p>令和2年度第三次補正予算 (生活困窮者補助金)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保護施設等の衛生管理体制確保支援(継続)</li> </ol>
<p>令和2年度第一次補正予算 (社会福祉施設等施設整備補助金)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保護施設、無料低額宿泊所の個室化改修をメニューに追加(以降、各予算で継続)</li> </ol>
<p>令和2年度第二次補正予算 (生活困窮者補助金)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保護施設等の衛生管理体制確保支援(継続)</li> <li>2 救護施設職員への慰労金支給</li> <li>3 保護施設等の事業継続支援等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護施設でのかかりまし経費 (追加人件費、職員個人購入衛生用品、行政検査が受けられない場合の検査費用等)支援</li> <li>・自治体が実施する感染予防研修、マニュアル、事業継続計画(BCP)の作成</li> </ul> </li> <li>4 生活困窮者等の住まい対策(居宅生活移行緊急支援事業)</li> </ol>
<p>保護施設事務費 (生活保護費負担金)</p>	<p>【次の経費に特別基準を設定(R2.7~)、加算として恒久化(R3.4~)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 救護施設及び更生施設における施設外での一時的な見守り支援にかかる経費 (見守りのための居室確保等費用、非常勤職員等の雇上費用)</li> <li>2 保護施設が実施する感染予防研修、マニュアル、事業継続計画(BCP)の作成にかかる経費</li> </ol>
<p>令和2年度第三次補正予算 (新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保護施設等の衛生管理体制確保支援、事業継続支援等(継続)</li> <li>2 保護決定等体制強化事業(就労支援等の補助業務を行う事務員増による対応)</li> </ol>
<p>令和3年度当初予算</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活困窮者等の住まい対策(居住不安定者等居宅生活移行支援事業) (居宅生活移行総合支援事業の拡充)</li> </ol>
<p>令和3年度補正予算 (新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保護施設等の衛生管理体制確保支援、事業継続支援等(継続)</li> <li>2 保護決定等体制強化事業(就労支援等の補助業務を行う事務員増による対応)(継続)</li> </ol>
<p>令和4年度当初予算案</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活困窮者等の住まい対策(居住不安定者等居宅生活移行支援事業)(継続)</li> </ol>

# 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

## 【要旨】

令和3年度 補正予算:61億円

- 新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮される方々等の多様な支援ニーズに対応するとともに、その支援体制の強化に向けて、都道府県を中心とした取組を包括的に支援する。
- また、社会的孤立等の影響による自殺リスクの高まりを踏まえ、民間団体が行う自殺防止に関する取組を支援する。

## 【事業内容】

### 《自治体実施》

#### ➤ 感染症対策の徹底

- 保護施設等における衛生管理体制の確保
  - ▶ 感染症対策に要する衛生用品購入
  - ▶ 感染者発生時の消毒対応 等

#### ➤ 多様な支援ニーズへの対応・支援体制の強化

- 支援策の多様化のための民間団体独自の支援との連携
- 福祉事務所や自立相談支援機関等における相談支援・事務処理体制の強化
- 市町村等におけるひきこもり支援体制の構築
- 自殺相談体制、自殺予防に関する人材養成・普及啓発の強化

#### ➤ 非対面方式による支援環境の整備

- 生活困窮者支援の現場におけるICT化の促進
  - ▶ 関係機関との連携促進
  - ▶ アウトリーチ支援を行う際の業務効率化 等
- 子どもの学習・生活支援におけるオンライン支援

### 《民間団体実施》

- 自殺防止対策を行うNPO法人等への助成

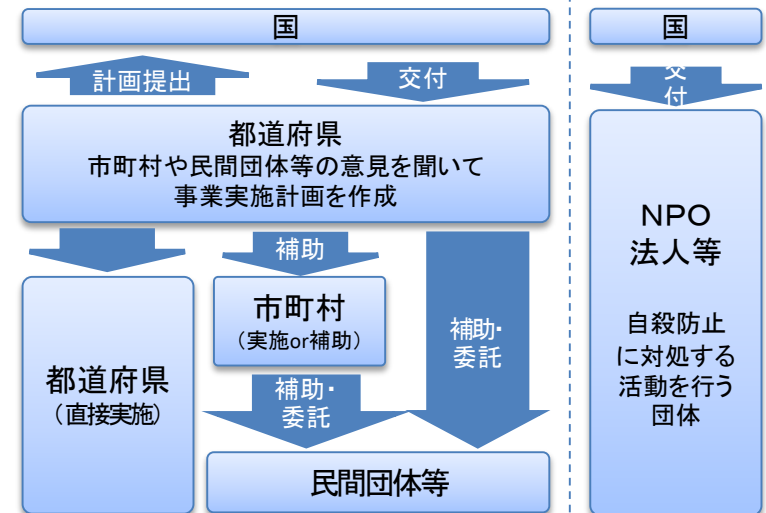
## 【事業スキーム】

### ○ 実施主体・補助率

#### 《自治体実施》都道府県(交付対象者)・国 3/4

※事業の実施に当たっては、都道府県の直接実施に加え、都道府県から補助を受けた市町村等が実施主体となる場合がある。

#### 《民間団体実施》NPO法人等・国 10/10



# 保護施設等における感染拡大防止対策支援事業

令和3年度補正予算

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(61億円)の内数

## 事業概要

保護施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する衛生用品の卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、無料低額宿泊所の入居者等の感染拡大防止のための一時滞在場所確保、事業継続に向けた各種取組に必要な費用を補助する。

## 事業内容

### 保護施設等の衛生管理体制確保支援

#### 1. 衛生用品等の緊急調達

保護施設等における感染予防に必要な消毒液等について、都道府県等が、保護施設等へ配布するため卸・販社から一括購入するなど、衛生用品の確保に必要な費用を補助する。

また、無料低額宿泊所等において、感染予防のため多人数居室にパーテーションを設置し個人のスペースを区切る対応へ補助する。

#### 2. 衛生環境改善事業

保護施設等において感染者が発生した場合等、感染拡大の防止のための消毒の実施に必要な費用について補助する。

#### 3. 入所者・利用者への感染予防等広報・啓発事業

感染症予防等に必要な情報が、障害を抱える入所者・利用者等にも行き渡るよう、広報・啓発資材作成に必要な費用について補助する。

#### 4. 無料低額宿泊所の入居者等の感染拡大防止のための一時滞在場所確保事業

主に多人数居室での集団感染を防ぐため、感染が懸念される入所者の一時的な居所の確保、必要な見守り等の支援に必要な費用について補助する。

#### 5. 事業継続に向けた各種取組支援

保護施設等職員のための相談窓口設置、感染予防マニュアルの作成、メンタルヘルス、事業継続計画(BCP)の作成等、施設職員が安心して職務に従事するための取組への支援について補助する。

## 事業スキーム等



補助対象者	補助率
都道府県・市・特別区・福祉事務所を設置する町村	国3/4

# 救護施設等への新規入所者等にかかる一時滞在所の確保等の支援

令和4年度予算案(保護施設事務費)

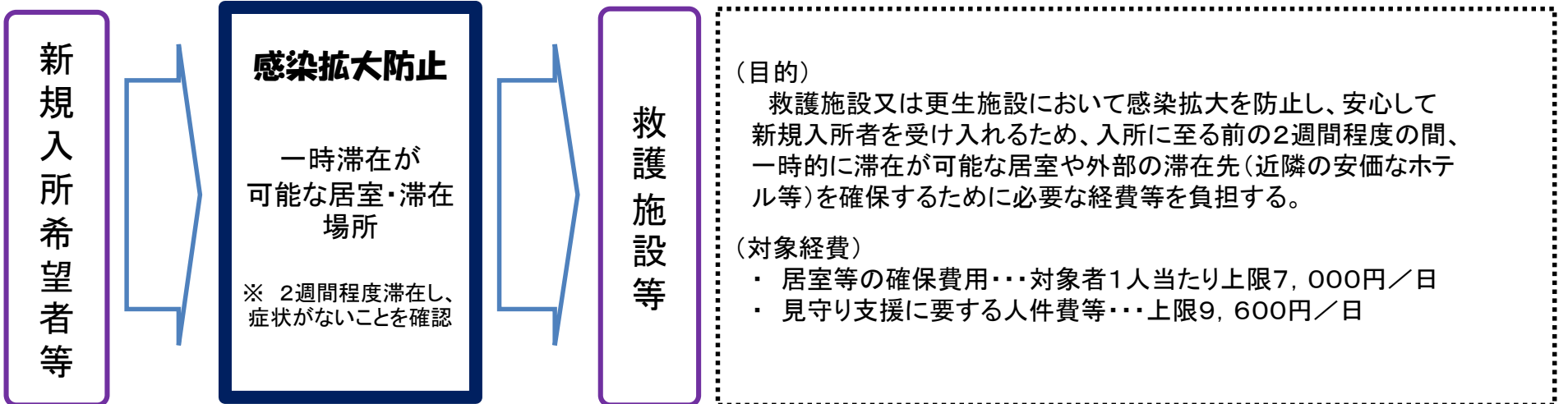
## 事業概要

救護施設等への新規入所を希望する者等について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一定期間滞在所を確保するとともに、見守りを支援する場合にかかる経費を負担する。

また、救護施設等職員の感染症予防等研修にかかる経費等を負担する。

## 保護施設事務費における加算措置(R3. 4～)

### (1) 新型コロナウイルス感染症等感染防止拡大のための見守り支援費



### (2) 感染症対策等体制整備費

施設内での感染を未然に防止するために必要な知識・ノウハウを救護施設等職員が習得するための研修の実施にかかる経費等を負担。

- ・ 救護施設、更生施設及び宿所提供施設…上限150,000円
- ・ 授産施設…上限100,000円